

和 東 町

総合保健福祉施設整備

基本計画

令和3年1月

和東町

目 次

○ 基本構想の概要	1
I 施設内容の検討	6
1 部門構成と主たる機能・規模	6
2 諸室の利用の仕方と活動イメージ	10
II 整備場所の検討	15
1 整備候補地の第一次評価	15
2 整備候補地の第二次評価（候補地の絞り込み）	21
3 整備場所の決定について	31
III 整備、管理・運営方式の検討	32
1 施設の整備に当たっての基本的な考え方	32
2 一般的な整備手法について	34
3 本施設の整備、管理・運営の考え方	35
IV 整備財源の検討	36
V 今後の事業プログラムの考え方	37
VI 資料編	38
1 住民ワークショップの実施結果	38
2 パブリックコメントの実施結果	45
3 和束町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例	52
4 和束町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例施行規則	53
5 和束町総合保健福祉施設整備検討委員会委員名簿	54
6 策定経緯（基本構想を含む）	55

0

基本構想の概要

背景

和束町では第4次総合計画後期基本計画において、保健医療福祉の一体的な提供体制の構築を図るべく総合保健福祉施設の整備を推進することとしています。

現在の社会福祉センター及び国保診療所については、建築後50年以上が経過し、耐震化や老朽化など様々な課題があることから、これらの施設を複合化した、今後のまちづくりの中核的な機能を担う「総合保健福祉施設」を整備する必要があります。

そこで、整備の基本的な考え方、整備すべき機能を定めた基本構想を平成31年3月に策定しました。

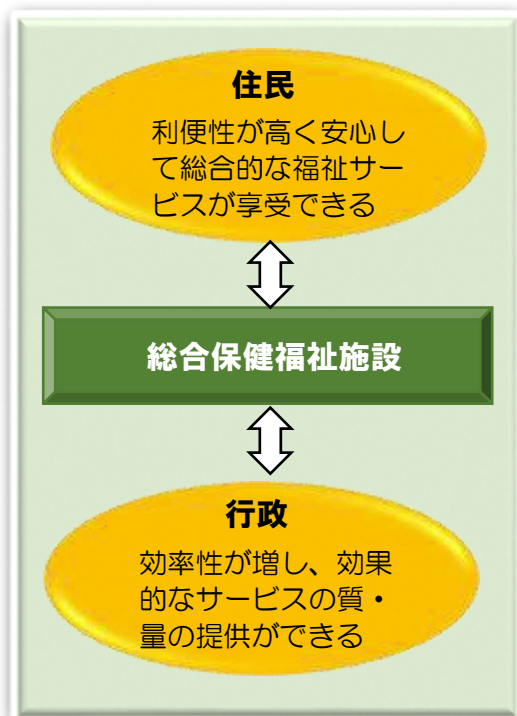
整備の狙い

本施設整備の狙いは大きく二つのものとします。

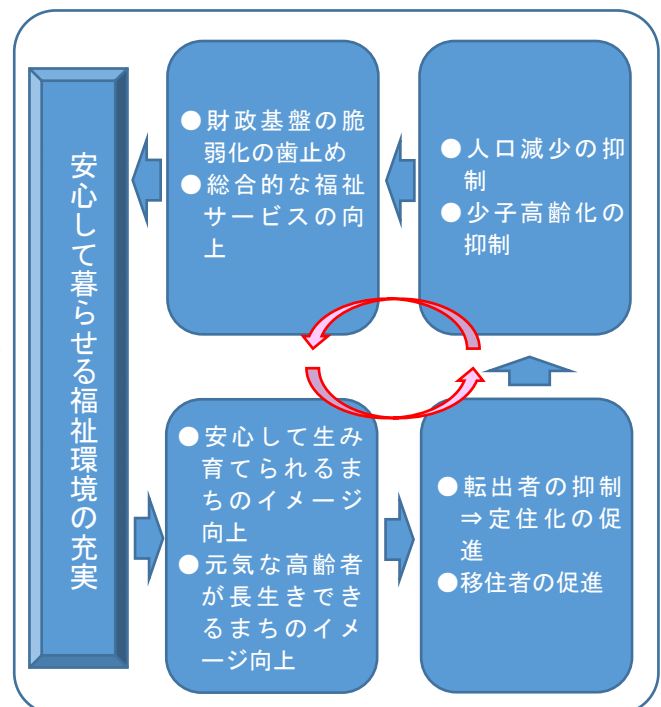
一つは「住民」にとって利便性が高く安心して総合的な福祉サービスが享受できる環境を提供すること。もう一つは「行政（関係機関、団体）」にとって、効率性が増し、効果的なサービスの質・量の提供を可能にすることです。

● 総合福祉拠点施設の整備の狙いと波及する効果の狙い

【狙い】



【期待される効果】



福祉の好循環とまちづくり拠点

整備の基本方針

整備の基本方針は次の4つです。

① 保健・医療・福祉のワンストップステーション

住み慣れた地域で、保健・医療・福祉サービスを提供する機能を備えた“ワンストップ型”の拠点施設とし、住民の利便性を高めるとともに、行政や各種関連機関の業務の効率性を高めることにより、住民サービスの向上を目指します。

② 世代間・地域間の交流や文化を生み出すふれあい拠点

高齢者だけでなく、乳幼児、子育て世代の保護者、元気な子供たち、障害のある方やその関係者といった様々な世代の方が交流する場です。また、和東町の各地域からの人々が様々な機会を通じて触れ合い、文化活動を楽しむ場になることにより、住民間の繋がりを強めていきます。さらに、外部からの来訪者とのふれあいの場ともなる拠点づくりを目指します。

③ 町民のだれにとっても安心拠点

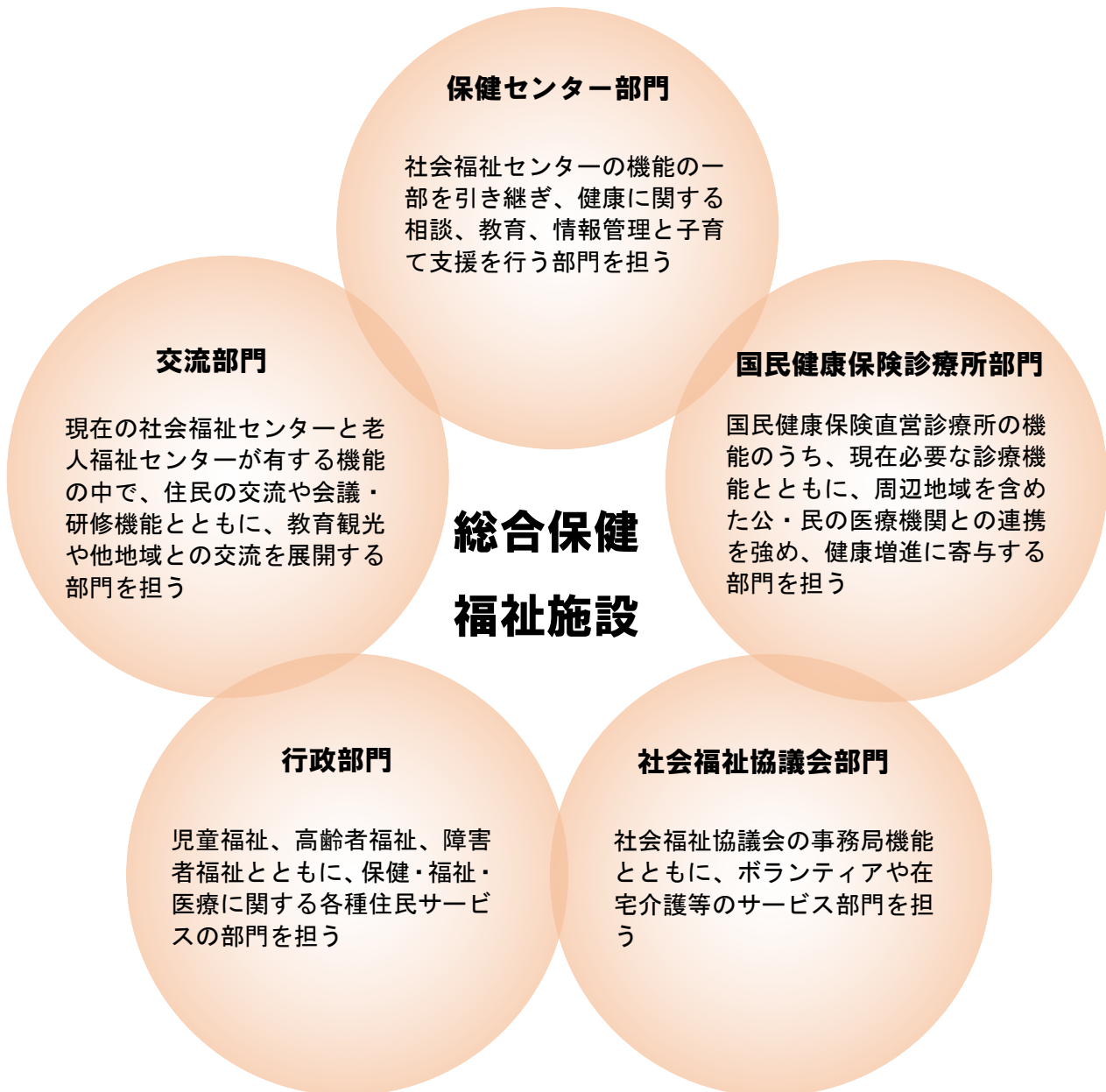
保健・医療・福祉に関してユニバーサルデザインの考え方に基づく整備がなされ、だれもが気軽に利用できる開かれた場を創ります。また、耐震性に優れ、災害発生時の対策拠点としての機能を有するとともに、福祉避難所の機能も備えた場とすることにより、住民の誰もが安心して住めるまちの拠点づくりを目指します。

④ 和東町の魅力や文化を内外に発信するシンボル拠点

お茶の町であり、教育観光の町でもある和東町の魅力を内外に発信することにより、文化力・教育力も含めた和東町ならではの「保健・医療・福祉」の総合的な拠点整備のモデルを示し、まちづくりのシンボル拠点の形成を目指します。






本施設は5つの部門から構成し、各部門が担う役割は次のものとします。



各部門の主な機能は次のものとします。

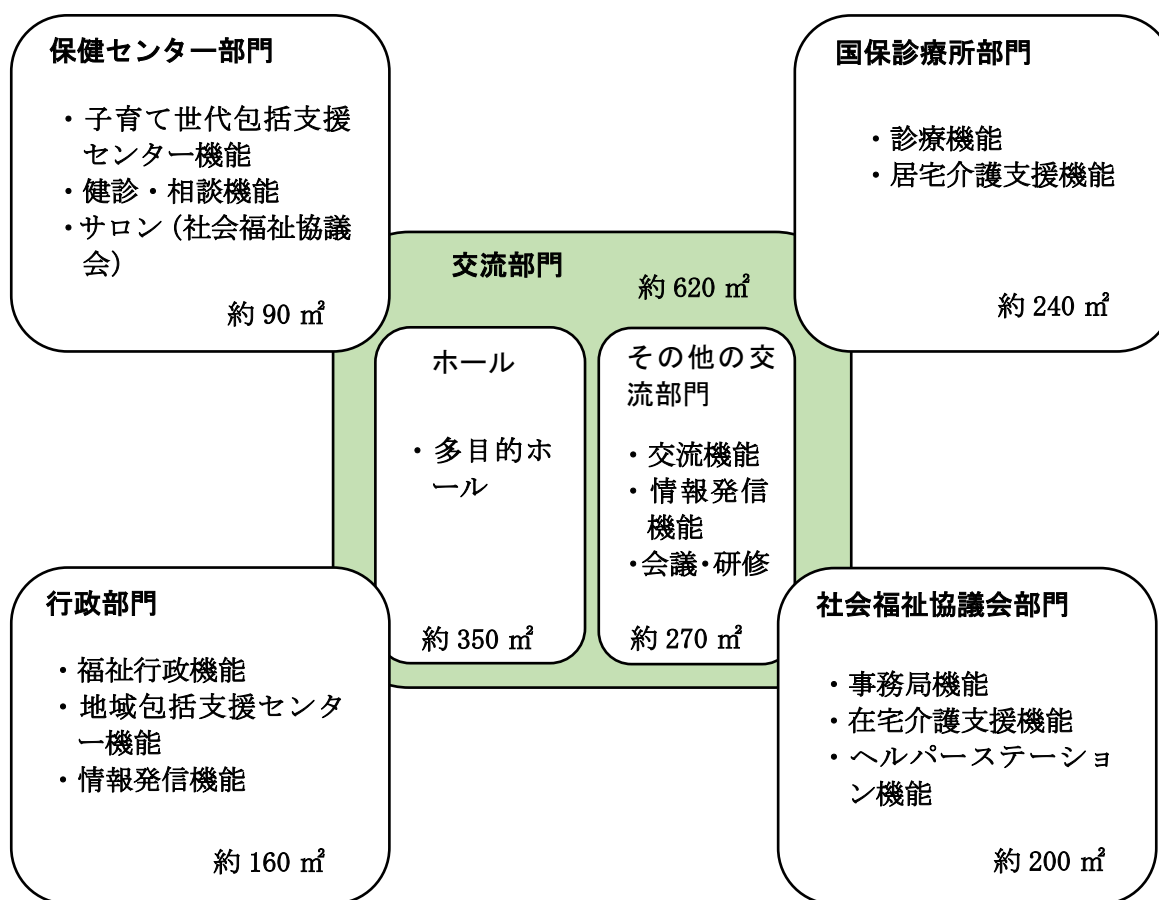
部門	主な機能	備考
保健センター部門	<p><健診・相談機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健（検）診機能 ・健康相談機能 ・健康教育機能 ・健康情報管理機能 ・生活相談機能 <p><子育て世代包括支援センター機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・乳幼児等の実情把握機能 ・妊娠、出産、子育てに関する相談や、情報提供、保健指導機能 ・支援プラン策定機能 	 
国民健康保険診療所部門	<p><診療機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次医療機能 ・予防接種等接種機関機能 <p><居宅介護支援事業所機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者介護支援機能 	<p>・周辺地域を含めた公・民の医療機関とのさらなる連携を推進する。</p> 
交流部門	<p><交流機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール機能（兼避難所機能） ・教養講座等実施機能 ・住民のサロン機能（お茶を飲みながらの語らいの場） ・図書コーナー <p><町の魅力の情報発信機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お茶に関する情報発信機能 <p><会議・研修機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室機能 ・研修室機能 	<p>・多目的ホールは、スポーツレクリエーション、軽いリハビリ・トレーニングの場としての機能も付与する。</p>  <p>・災害時には福祉避難所も兼ねた住民の避難の場としても活用する。</p>

<p>行政部門</p>	<p><福祉行政機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉行政機能 ・児童福祉行政機能 ・高齢者福祉行政機能 ・障害者福祉行政機能 <p><地域包括支援センター機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント機能 ・権利擁護機能 ・総合相談機能 <p><保健・医療・福祉に関する情報発信機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉の広報機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を整備する場所によっては、福祉行政機能の中で、本施設に取り組む機能は要検討。 ・一方、整備する場所によってはその他の住民サービス機能の付与も要検討。 
<p>社会福祉協議会部門</p>	<p><事務局機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進機能 ・福祉相談総合窓口機能 ・ボランティアコーディネーター機能 <p><在宅介護支援センター機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者相談窓口機能 ・居宅介護支援事業所機能 <p><ホームヘルプステーション機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険訪問介護機能 ・障害福祉訪問介護機能 	 

I 施設内容の検討

1 部門構成と主たる機能・規模

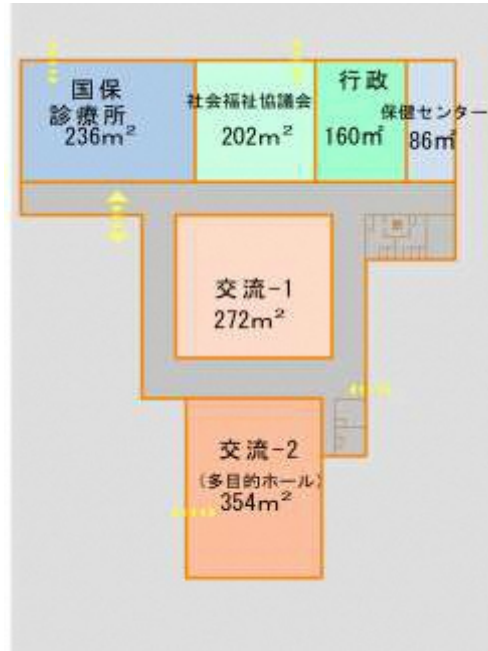
本施設の部門構成と主たる機能と規模は、以下に示すものです。



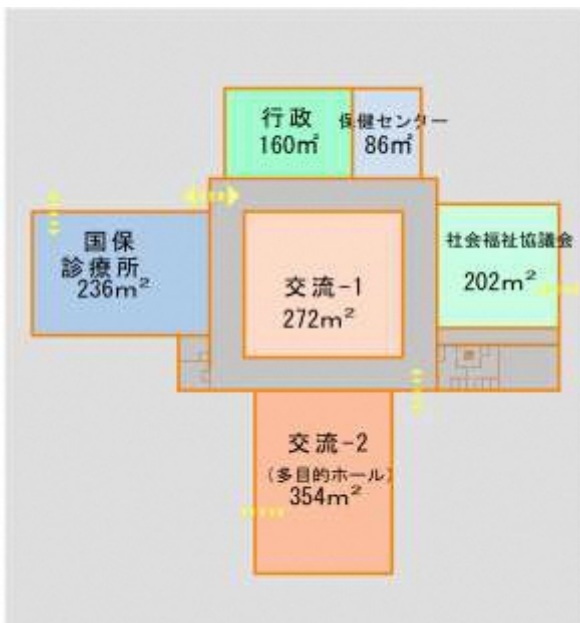
○施設の諸室専有面積	:	約 1,310 m ²
○施設共有面積	:	約 540 m ²
○施設の総面積	:	約 1,850 m ²

施設や諸室の配置は、敷地の条件によって違ってきますが、標準的なモデルとしては、以下のような幾つかのパターンが考えられます。また、これは1層を想定したものであり、2層、3層になることも想定されます。

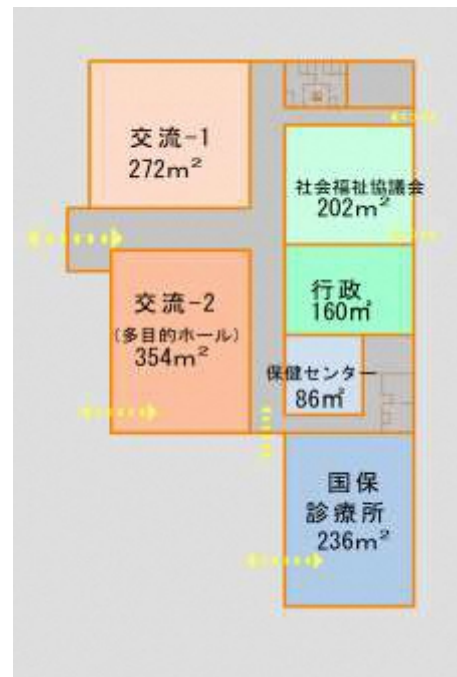
<パターンA>



<パターンB>



<パターンC>



諸室の規模想定

部門	機能	室名	部屋数	面積	合計面積	備考
保健センター部門	● 子育て世代包括支援センター機能	診察及び相談室	2	9㎡	18㎡	内科・歯科(通常は相談室)
		授乳室	1	9㎡	9㎡	
	● 健診・相談機能	検診室	1	45㎡	45㎡	兼用ルーム (子育て支援) (高齢者等対象)
		プレイルーム				
	● サロン(社会福祉協議会)	サロンルーム				
		倉庫	1	9㎡	9㎡	
		下足・踏込	1	5㎡	5㎡	
	小計			86㎡		
行政部門	● 福祉行政機能	事務室・書庫・電算機室	1	118㎡	118㎡	保健センター・地域包括支援センターを含む
		ロッカー室	2	12㎡	24㎡	男女別
	● 地域包括支援センター機能	倉庫	1	18㎡	18㎡	
		小計			160㎡	
社会福祉協議会部門	● 事務局機能	事務室	1	98㎡	98㎡	在宅介護・ヘルパー含
		相談室	1	15㎡	15㎡	
	● 在宅介護支援機能	ロッカー室	2	9㎡	18㎡	男女別
		書庫	1	24㎡	24㎡	
	● ヘルパーステーション機能	洗濯室	1	8㎡	8㎡	共用設備
		浴室	1	16㎡	16㎡	共用設備(浴槽1想定)
		倉庫	1	23㎡	23㎡	
		小計			202㎡	
交流部門 1	● 交流機能	会議・研修室	2	15㎡	30㎡	可動間仕切りで1室の利用可
		和室	2	23㎡	46㎡	2室続き
	● 情報発信機能	調理実習室	1	60㎡	60㎡	
		交流カフェ	1	90㎡	90㎡	一体的に整備
	● 会議・研修	図書コーナー				
		ボランティア室	1	15㎡	15㎡	
	倉庫	1	31㎡	31㎡		
	小計			272㎡		
交流部門 2	● 多目的ホール	ステージ	1	24㎡	24㎡	
		ホール	1	290㎡	290㎡	可動間仕切りで分割可
		倉庫・バックヤード	1	20㎡	20㎡	
		機械室	1	20㎡	20㎡	
	小計			354㎡		

部門	機能	室名	部屋数	面積	合計面積	備考
国保診療所部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 診療機能 ● 居宅介護支援機能 	ホール・待合			15㎡	
		事務室			15㎡	
		受付			20㎡	会計・調剤室含む
		相談室			6㎡	居宅介護室含む
		診察室			25㎡	処置室含む
		安静室			10㎡	理学療法室含む
		心電図室			10㎡	エコー室含む
		X線室			10㎡	
		操作室			5㎡	
		内視鏡検査室			10㎡	
		ロッカー室			8㎡	
		看護師・休憩室			10㎡	
		消毒・滅菌室			10㎡	洗濯・乾燥室含む
		薬品庫			10㎡	
		カルテ庫			6㎡	
		所長室			10㎡	
		委託医控室			10㎡	
		トイレ			10㎡	
		トイレ(多目的)			10㎡	
		書庫			6㎡	
		倉庫			20㎡	
				小 計		
		合 計			1,310㎡	
		共用面積			540㎡	階段・廊下・エレベーター 給湯室・トイレ
		総 合 計			1,850㎡	

※ 機械室・ボンベ室・プロパン庫・電機室・防災倉庫 等含まず

2 諸室の利用の仕方と活動イメージ

交流部門-1 ●交流機能 ●情報発信機能 ●会議・研修

<交流カフェ・図書コーナーエリア>

○お茶を飲みながら談笑できる交流カフェがあります。

○図書コーナーでは、小さな子供から高齢者まで、本を読んだり雑誌を観たり気軽に過ごせる場であるとともに、「和束茶」に関する図書も蔵書されたところです。

<調理実習室・和室エリア>

○料理教室の開催や、交流カフェへのお茶サービスなども想定したものです。また、「子ども食堂」的な展開も可能となります。

○和室は、調理したものの飲食の他、趣味講座の開催や、会議・談話室的な活用も可能です。

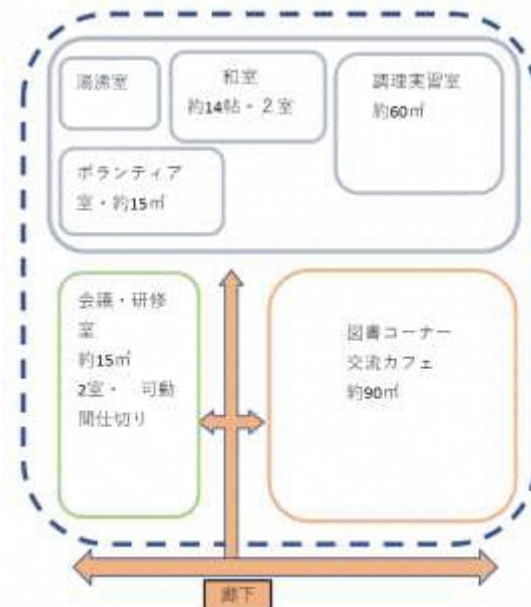
<会議・研修室エリア>

○当施設の各部門が共有する会議・研修室です。このスペースは5～6人の小会議の場で、人数が多い場合は、交流部門-2のホールを間仕切りで会議室を準備することを想定しています。

(和室のイメージ例)



(面積: 272 m²)



<調理実習室・和室エリア>

<会議・研修室エリア>

<交流カフェ・
図書コーナーエリア>



交流部門-2 ●多目的ホール

<大ホールとして使用する場合>

- 座席数は 240 席程度としています。
- 町全体のイベント等の開催時に利用します。

<分割して使用する場合>

- 間仕切りは、最大6分割が可能で、参考プランで示しているものは、中央に遮音帯を兼ねた通路を設け、会議・研修室エリアと軽スポーツエリアの2つのゾーンに分割したタイプです。
- 会議室は、間仕切りの仕方によって中～大会議室として利用することが可能です。
- 軽スポーツエリアは、子どもから高齢者までが、自由に運動ができるスペースで、雨天時にも遊びや軽スポーツを楽しむことができます。

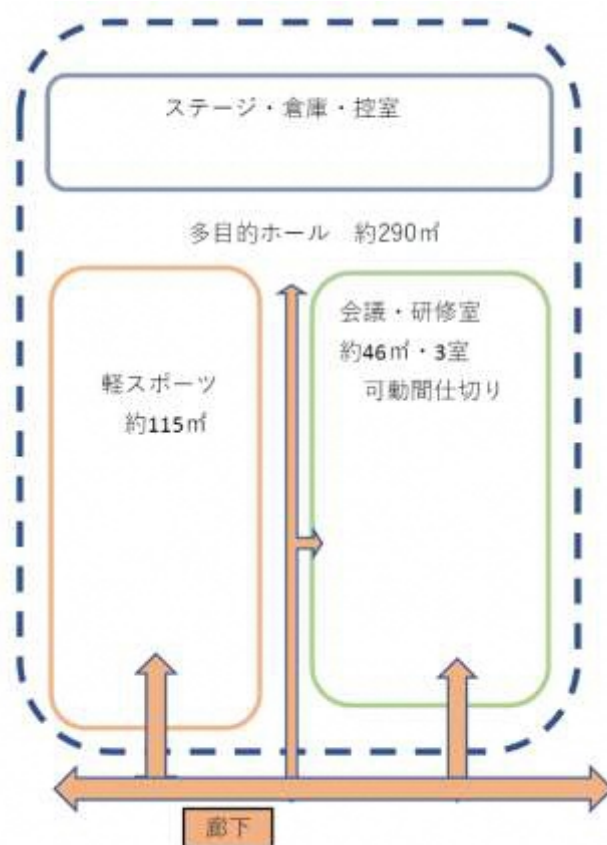
<避難所としての使用>

- 災害時には、福祉避難所も兼ねた住民の避難所として使用します。

(ホール外観のイメージ例)



(面積：354 m²)



(会議室のイメージ例)



<診察・相談>

○診察室は健康診断時（内科や歯科）に使うものとし、通常は相談室として使用します。

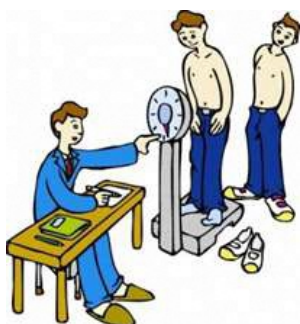
<授乳室>

○乳幼児のための授乳室として独立した空間を確保します。

<多目的エリア>

○乳児・幼児のプレイルームの場であり、保護者相互のコミュニティの場ともなります。

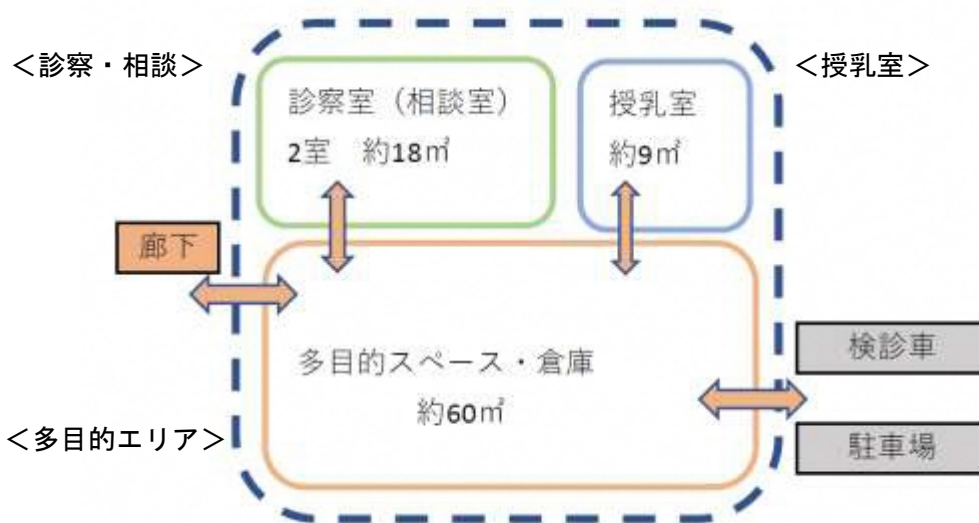
○また、高齢者もサロンのような使い方ができる場として、小さい子どもと高齢者の触れ合いの場にもなるものです。



(授乳室のイメージ例)



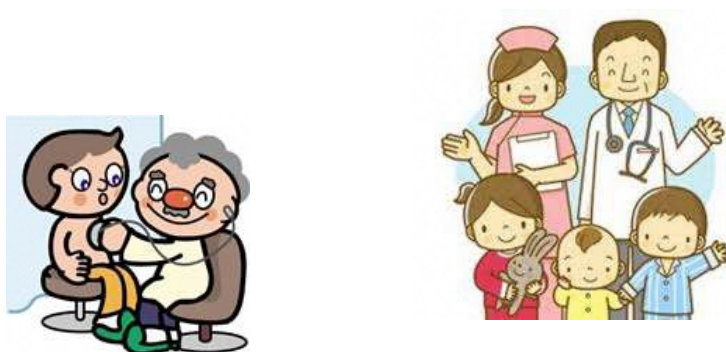
(面積：86㎡)



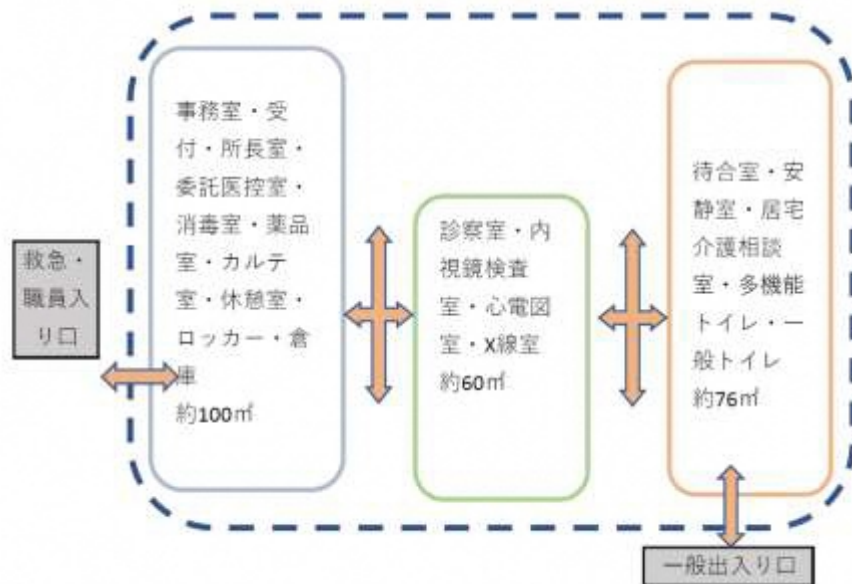
(多目的スペースのイメージ例)



- 国保診療所へは、一般の利用者とは別のアプローチ動線とします。また、患者と職員の動線も別ルートのアクセスとします。
- 居宅介護支援事業所の機能も併せ持ちますので、高齢者の介護支援のサービス拠点ともなります。
- 病理等の検体は外部委託を前提にしたものとしています。
- ストレッチャーの利用を考慮した動線の空間確保を図ります。



(面積：236 m²)



社会福祉協議会部門 ●事務局機能 ●在宅介護支援機能 ●ヘルパーステーション機能

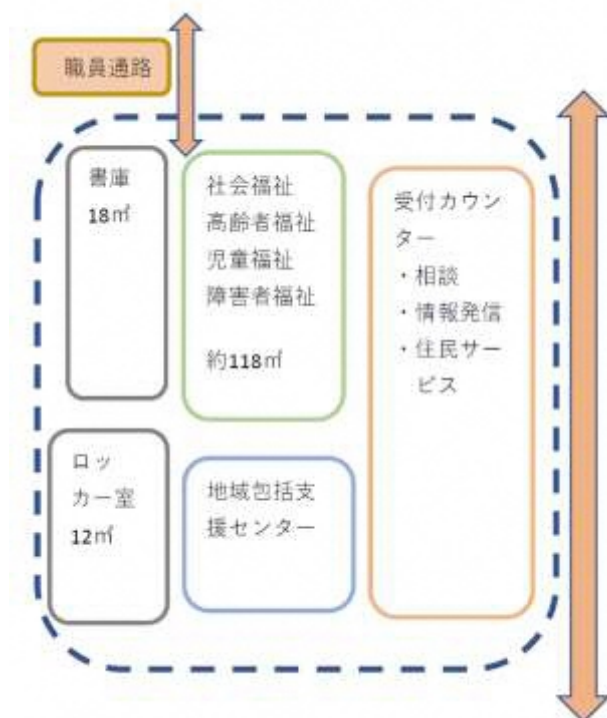
(面積：202㎡)

- 住民の方の各種福祉に関する相談・指導を実践していく場となります。
- また、在宅介護支援センターやホームヘルパーステーションの機能も併せ持ちますので、高齢者や障がい者の相談・介護支援・訪問介護等のサービス拠点でもあります。
- さらに、高齢者の社会参加（シルバー人材育成）についても相談・指導を担う場となります。
- 相談室はプライバシーに十分配慮したものとします。
- 洗濯室や浴室は共用設備として利用します。



行政部門 ●福祉行政機能 ●地域包括支援センター機能 ●情報発信機能

- 町の福祉行政を担う場とともに、保健・医療・福祉に関する各種情報発信の場でもあります。
- また、地域包括支援センターの機能も併せ持ちますので、介護予防の他、総合的な相談の窓口ともなります。
- カウンターは、車いす対応に配慮した作りとし、だれもが訪れやすい構造とします。



II

整備場所の検討

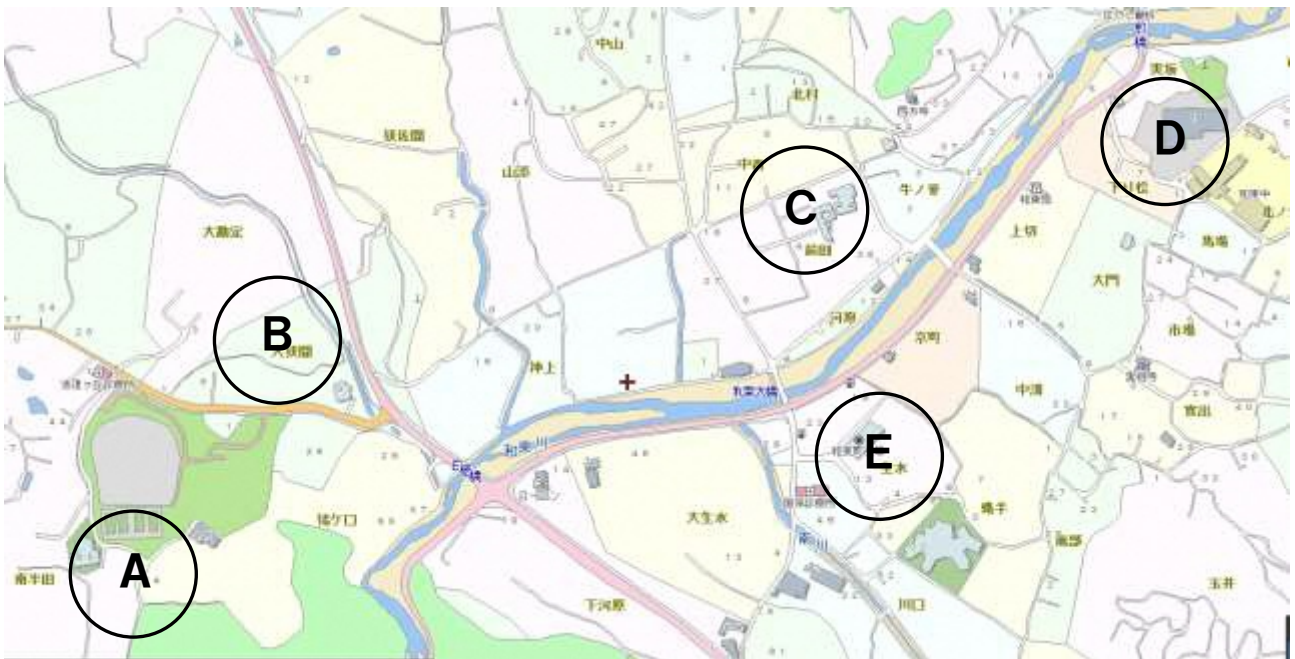
1 整備候補地の第一次評価

整備対象の候補地は、次の点を目安に、以下の5箇所としています。

- ① 町の中心部に近く、住民の利便性や関係機関との連携が確保できやすいところ。
- ② 一定の公有地があり、土地確保がしやすいところ。
- ③ 施設の規模や駐車場等を勘案し、一定の敷地規模が確保しやすいところ。

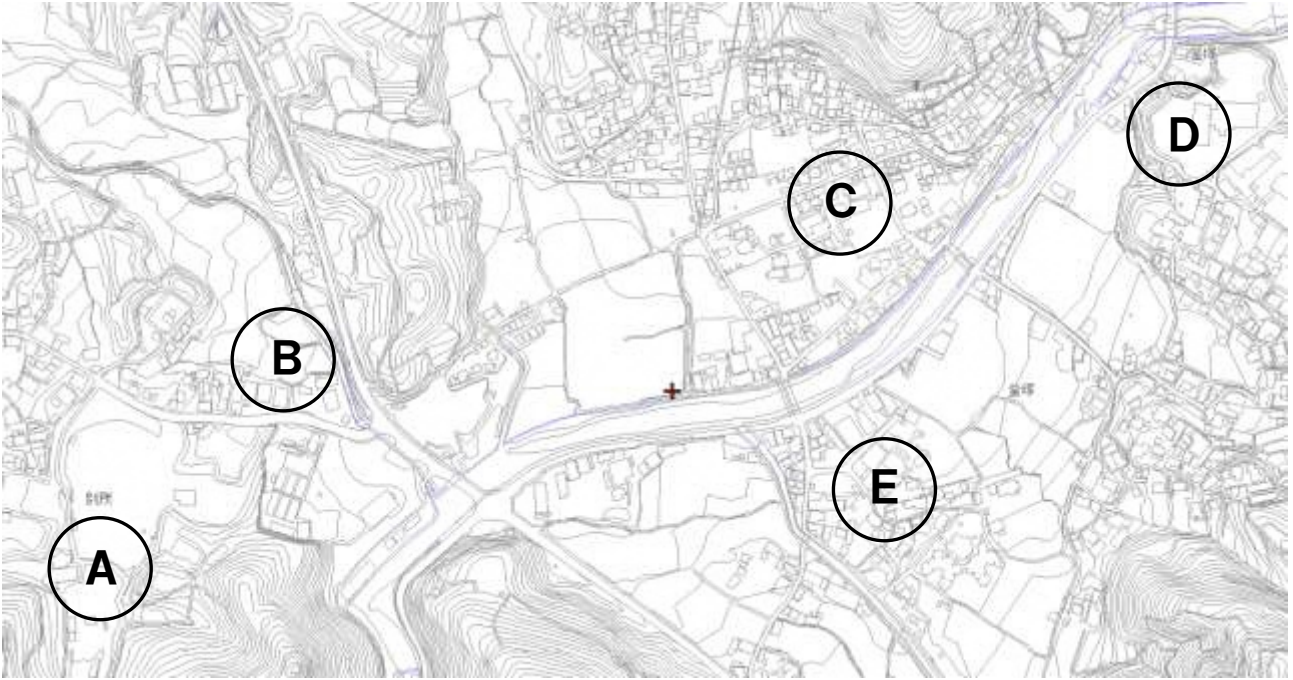
A	老人福祉センターの隣接地
B	グリンティ和束の隣接地
C	いきいき子ども館の隣接地
D	海洋センターの敷地
E	町役場の隣接地

●候補地の分布



(資料：京都府マルチハザードマップを元に加工)

●候補地の分布（地形図）



（資料：京都府マルチハザードマップを元に加工）

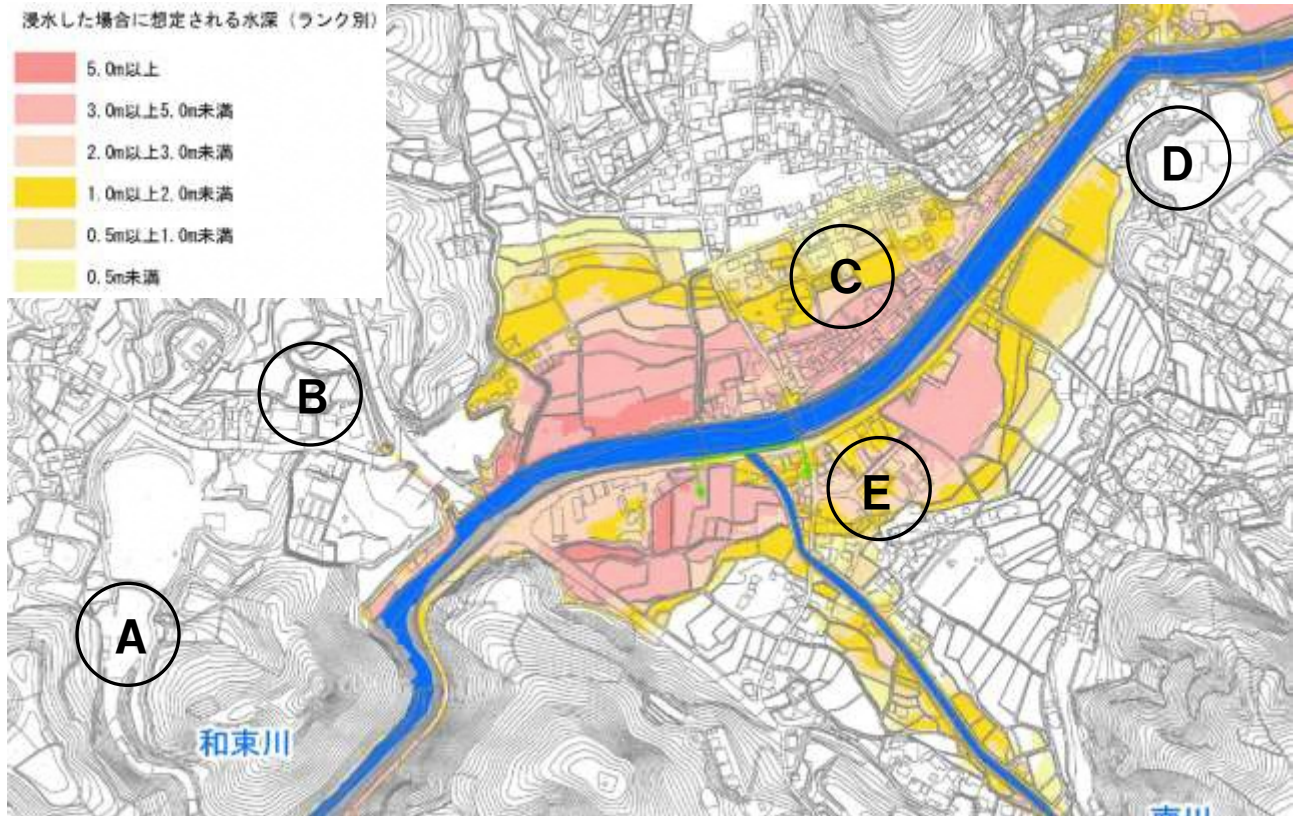
●主な施設分布

（注：★はバス停）



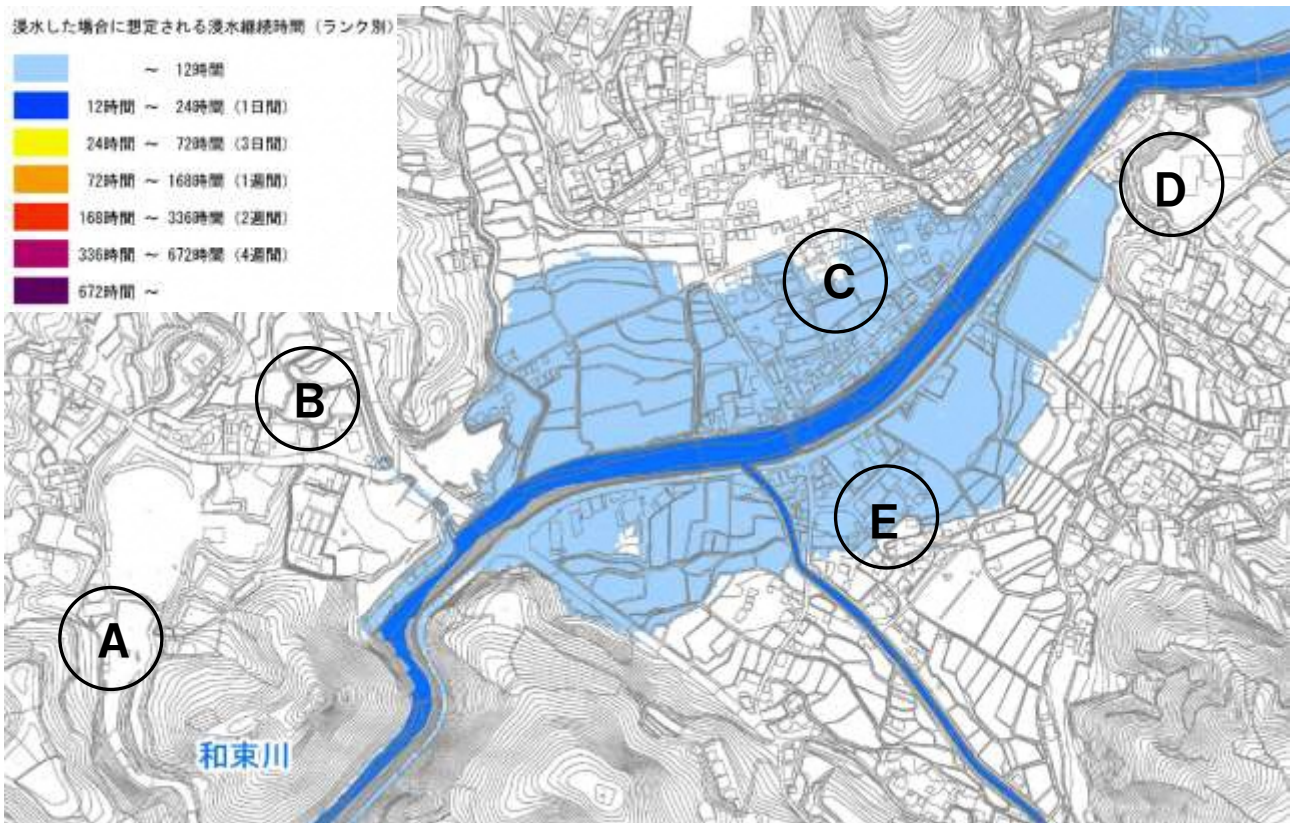
（資料：グーグルマップの航空写真を元に加工）

●候補地周辺の洪水浸水想定区域（令和元年5月公表：水防法の改定を受けた見直し）



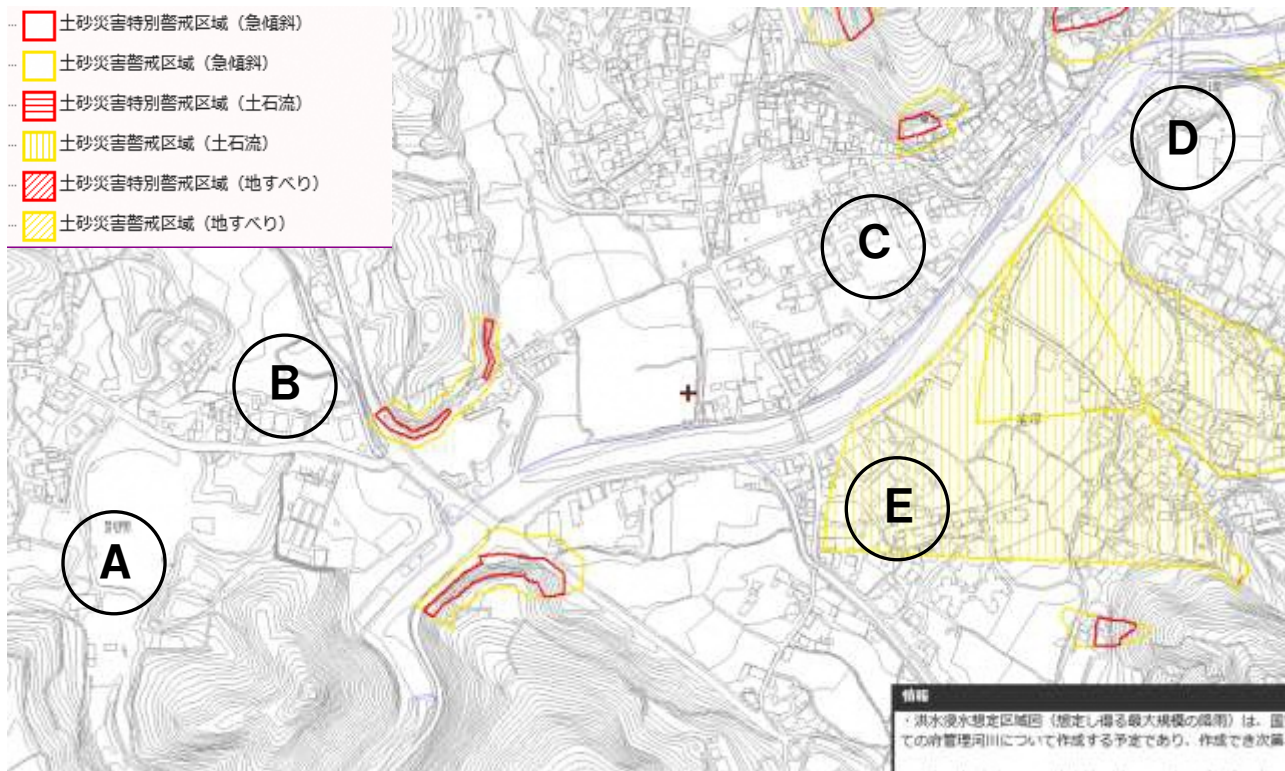
（資料：京都府マルチハザードマップを元に加工）

●候補地周辺の浸水継続時間（令和元年5月公表：水防法の改定を受け新たに追加）



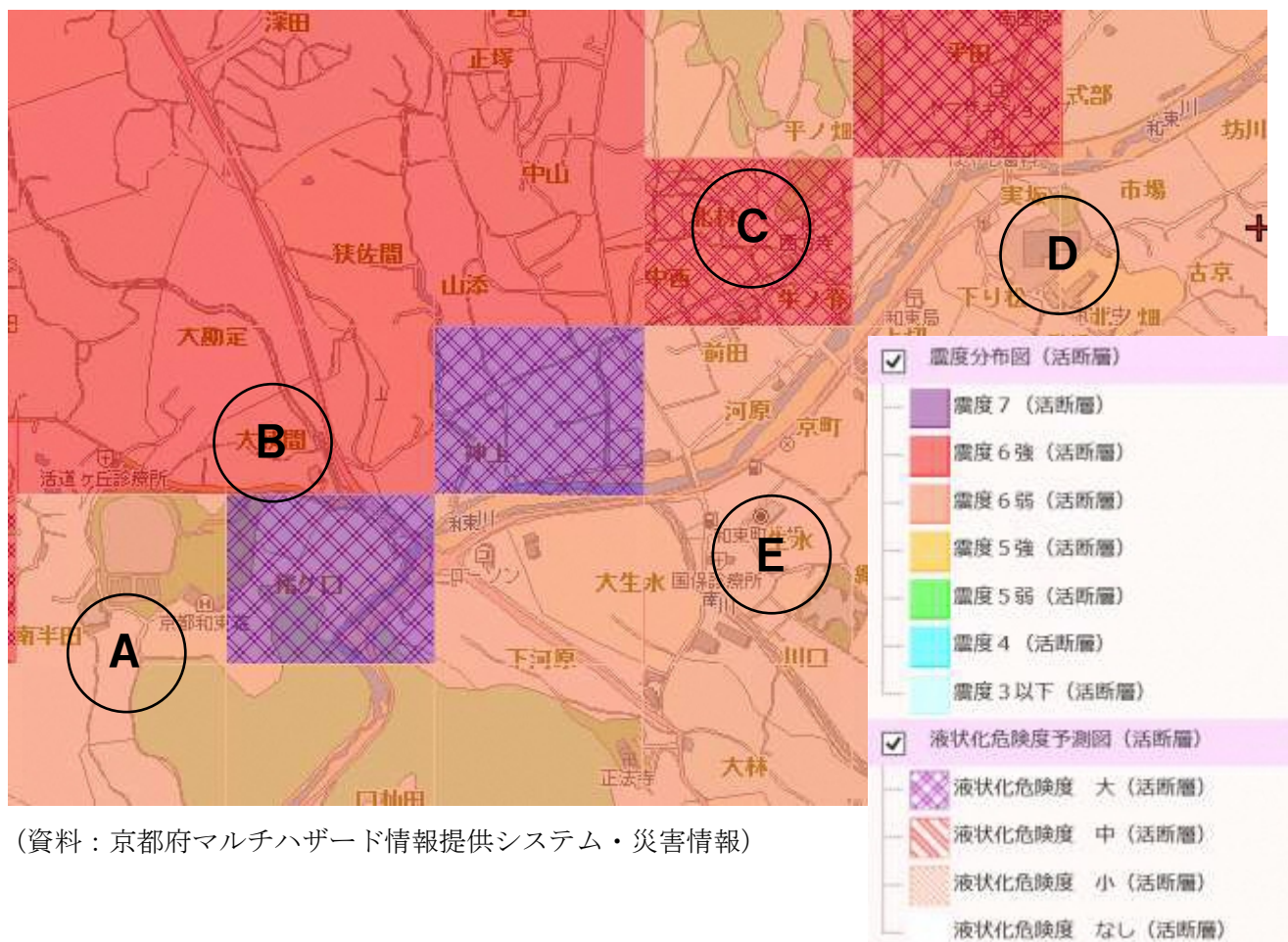
（資料：京都府マルチハザードマップを元に加工）

●候補地周辺の土砂災害警戒区域



(資料：京都府マルチハザードマップを元に加工)

●候補地周辺の震度・液状化状況



(資料：京都府マルチハザード情報提供システム・災害情報)

整備候補地の第一次評価

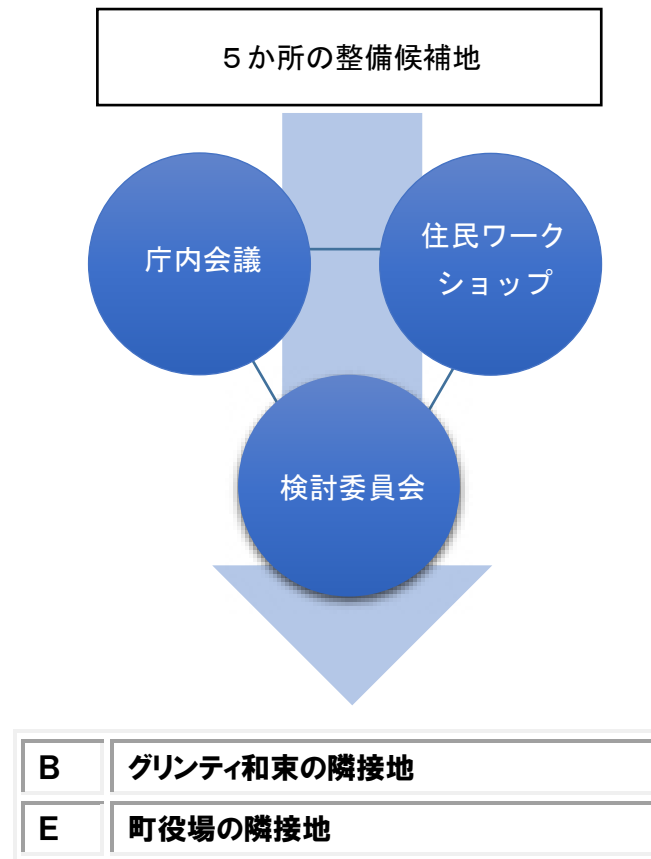
	候補地 A	候補地 B	候補地 C	候補地 D	候補地 E
位置	老人福祉センターの隣接地	グリーンティ和東の隣接地	いきいき子ども館の隣接地	海洋センターの敷地内	町役場の隣接地
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の環境にゆとりがあり、土地の確保や造成が比較的容易である ○運動公園にも隣接し、スポーツ・レクリエーション活動との連携もとれる ○災害（洪水、土砂）の危険性が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ○お茶の魅力を発信する拠点である和東茶カフェに隣接しており、観光との連携も考えられる ○府道と東・井手線に繋がり、将来宇治田原町とのトンネルも開通する幹線道路に接続している ○既に大規模な駐車場が整備されており、今回計画する駐車場との共有化が可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいき子ども館や共同浴場も隣接しており、連携した活用が考えられる ○町の中心ゾーンにも近く、様々な方面からのアクセスが可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ○海洋センターや中学校と隣接しており、連携した活用が考えられる ○高台となっているが、車でのアクセスは問題がなく、周辺へのマイナス（人や車の騒音等）影響もほとんどない ○災害（洪水、土砂）の危険性が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在役場、国保診療所、社会福祉センターが整備されている場所と隣接しており、そこでの再建であれば、住民にとって“馴染み感”があり、中心ゾーンにあることから利便性は高い。 ○関連する機関（役場等）との連携性も確保しやすい
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ○役場からは最も離れており、役場等の関連機関との連携に問題が生じる可能性がある（但し将来のIT機器導入等を想定すると問題解消の可能性はある） ○幹線道路からは少し離れており、引き込み道路の整備・補強が必要となる ○地震発生時には最大震度6強が想定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○役場からは比較的離れており、役場等の関連機関との連携に問題が生じる可能性がある（但し将来のIT機器導入等を想定すると問題解消の可能性はある） ○現状の進入路は狭く、車の離合や大型車の通行が困難であるので、新しいアクセス道路の整備が必要となる ○宇治田原方面との幹線道路沿いになり、交通量の増加や観光交通等に配慮が必要である ○災害（洪水）の危険性はある。候補地に隣接する大勘定川のデータはないが、和東川の水位が上昇すると一定の浸水が想定される ○地震発生時には最大震度6強と白栖橋周辺では液状化が想定されている ○地盤が軟弱であるため、対策工事が必要になる 	<ul style="list-style-type: none"> ○現状の道路構造だけでは脆弱であり、アクセス道路の強化は必要となる ○北側には住宅地が隣接しており、日照の問題や騒音等の問題も考慮する必要がある ○最大級の降雨があった場合には、2m前後の浸水が想定されており、施設を整備する場合は一定のかさ上げが必要となる ○地震発生時には最大震度6強と地盤の液状化が想定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化したプールの撤去が前提となり、今後のプールの在り方を検討する必要がある ○急な坂道でのアクセスとなり、歩行でのアクセスには負担が大きい ○役場からは比較的離れており、役場等の関連機関との連携に問題が生じる可能性がある（但し将来のIT機器導入等を想定すると問題解消の可能性はある） ○地震発生時には最大震度6弱が想定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○最大級の降雨があった場合には、2～3m程度の浸水が想定されるとともに、土砂災害（50cm～1m程度）の危険性が指摘されている（但し、建物の崩壊がおきるようなものではない） ○多くの人や車の来訪が生じることになり、周辺環境への配慮は必要となる ○地震発生時には最大震度6弱が想定されている ○整備する場所によっては、国保診療所や社会福祉センターの機能を一定期間、別に確保する必要がある

2 整備候補地の第二次評価（候補地の絞り込み）

1) 候補地の絞り込みと整備プラン例

前記の5か所の設置場所候補地について、庁内での議論及び住民ワークショップ、さらには総合保健福祉施設整備検討委員会において様々な視点から検討が加えられました。

その結果、下記の二か所に候補地が絞り込まれました。



この2か所について、施設を整備するとした場合のプラン例は次頁以降に示すものです。

なお、整備費は一つの目安として、建物の床面積に一般的な建築単価を乗じて試算したものであり、敷地条件や地盤等の状況を考慮していないので、敷地や地盤等の詳細調査等の結果によっては、総事業費は大きく変わることが想定され、単純な比較はできません。

【B及びEの整備候補地における施設配置の参考例】

<B-1 グ린ティ和束の隣接地（既存用地）>

面積	敷地面積	約2,500㎡（航空写真からの概略測定：以下同じ）
	建築面積	1F：1,140㎡ 2F：685㎡（1Fを最大とした場合：以下同じ）
	延床面積	1,825㎡（面積については、ブロック単位で算出しているため、厳密なものではなく、概ねこれくらいあれば敷地に収まるという目安：以下同じ）
整備費	建築本体	73,000万円（※1）
	人工地盤	0円（※2）
	合計	73,000万円
プランの特徴	<p>○駐車場は既存のものがあり、共有もできる。</p> <p>○現在の駐車場へは大型バスに対応した進入路が整備予定。</p> <p>○和束茶カフェと合わせた利用も考えられる。</p> <p>○基盤工事は済んでいるので、コスト的には抑えることができる。</p> <p><但し></p> <p>○敷地形状が長方形なので、作り方に制約がでてくる。</p> <p>○周辺に住宅があるので、本来は平屋が望ましい。</p> <p>○地震発生時には、最大で震度6強が想定されている。また、地震に伴い、白栖橋周辺が液状化危険度・大となっている。（B7プランは共通）</p>	

※1：建物の建設費については、RC単価で40万円/㎡で積算している。（以下同じ）

※2：人工地盤で整備する場合、建設費は建物の約半分20万円/㎡で積算し、各種基礎工事費は見込んでいない。（以下同じ）

<B-2 グリンティ和東の隣接地（用地拡大）>

面積	敷地面積	約2,500㎡+約2,300㎡=4,800㎡
	建築面積	1F：1,900㎡
	延床面積	1,900㎡
整備費	建築本体	76,000万円
	人工地盤	0円
	合計	76,000万円

プランの特徴

- 用地を拡大できれば、平屋建てで整備が可能。
- 駐車場は既存のものがあり、共有もできる。
- 臨時駐車場部分の基盤工事は済んでおり、コストは軽減される。
- 現在の駐車場へは大型バスに対応した進入路が整備予定。
- 和東茶カフェと合わせた利用も考えられる。

<但し>

- 敷地形状がかぎ型なので、それに即したプランにならざるを得ない。
- 専用の駐車場を考えると、ガラスハウスのところがつぶれる可能性あり。

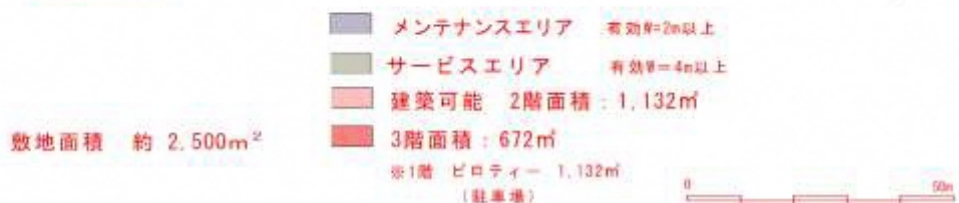
(※ 用地の拡大が隣接私有地の取得を含めて可能であれば、上記の制約はなくなる)



その他の用地拡大の候補地

<E-1 町役場の隣接地（国保診療所跡地）>

面積	敷地面積	約2,500㎡
	建築面積	1F（人工地盤） 2F：1,132㎡ 3F：672㎡
	延床面積	1,804㎡
整備費	建築本体	72,160万円
	人工地盤	22,640万円（1F部分に該当するところ）
	合計	94,800万円
プランの特徴	<p>○各種関係機関が隣接していて、連携がとりやすい。</p> <p>○敷地が方形で、建築プランの多様性が可能となる。</p> <p>○府道木津信楽線のバス停からは比較的近い。</p> <p><但し></p> <p>○洪水浸水想定で「1～2m」となっており、人工地盤が必要。 （※最初から浸水を想定した施設づくりの考え方もある。以下同じ）</p> <p>○浸水想定時には、駐車禁止等の措置も必要。（Eプランは共通）</p> <p>○浸水を想定すると、屋上に電気系統や受水槽の設置が必要（Eプランは共通）</p> <p>○地震発生時には、最大震度6弱が想定されている。（Eプランは共通）</p> <p>○現状のアクセス道路では大型車両の進入に難がある。</p> <p>○建設中は、別途国保診療所機能の確保が必要。</p>	



<E-2 町役場の隣接地（社会福祉センター跡地）>

面積	敷地面積	約1,100㎡
	建築面積	1F：人工地盤 2F：697㎡ 3・4F：575㎡
	延床面積	1,847㎡
整備費	建築本体	73,880万円
	人工地盤	13,940万円
	合計	87,820万円
プランの特徴	<p>○各種関係機関が隣接していて、連携がとりやすい。</p> <p>○役場と隣接しているため、施設的にも一体的な整備・利用が可能。</p> <p><但し></p> <p>○敷地が狭いため、建築物としては3層構造となる。</p> <p>○洪水浸水想定で「2～3m」となっており、人工地盤が必要。</p> <p>○現状のアクセス道路では大型車両の進入に難がある。</p> <p>○建設中は、別途社会福祉センター（社協）機能の確保が必要。</p>	



<E-3 町役場の隣接地（職員駐車場等敷地）>

面積	敷地面積	約2,500㎡
	建築面積	1F：人工地盤 2F：1,452㎡ 3F：448㎡
	延床面積	1,900㎡
整備費	建築本体	76,000万円
	人工地盤	29,040万円
	合計	105,040万円

プランの特徴

- 敷地としては最も広くとれる場所である。
- 各種関係機関が隣接していて、連携がとりやすい。
- 国保診療所や社会福祉センターは、建設工事中も継続利用が可能。
- 整備後は、国保診療所や社会福祉センターに跡地が生じるので、連携した活用も可能。

<但し>

- 洪水浸水想定で駐車場奥の方では「3～5m」の部分もあり、人工地盤が必要。
- 現状のアクセス道路では大型車両の進入に難がある。
- 建設中は、公用車駐車場・職員駐車場を別途確保する必要がある。



- メンテナンスエリア 有効W=2m以上
 - サービスエリア 有効W=4m以上
 - 建築可能 2階面積：1,452㎡
 - 3階面積：448㎡
- ※1階 ビロティール 1,452㎡ (駐車場・その他)
- 敷地面積 約 2,500㎡



<E-4 町役場の隣接地（社会福祉センター跡地＋職員駐車場等敷地）>

面積	敷地面積	約3,600㎡
	建築面積	1F：人工地盤 2F：1,850㎡
	延床面積	1,850㎡
整備費	建築本体	74,000万円
	人工地盤	37,000万円
	合計	111,000万円
プランの特徴	<p>○このプランは、3つのエリアのうち社会福祉センター跡地と職員駐車場等敷地を組み合わせたものであるが、この組み合わせは複数考えられる。</p> <p>○各種関係機関が隣接していて、連携がとりやすい。</p> <p>○国保診療所は、建設工事中も継続利用が可能。</p> <p>○整備後は、国保診療所の跡地が生じるので、連携した活用も可能。</p> <p><但し></p> <p>○洪水浸水想定で社会福祉センター跡地周辺は「2～3m」、駐車場奥の方では「3～5m」の浸水が想定され、人工地盤が必要。</p> <p>○現状のアクセス道路では大型車両の進入に難がある。</p> <p>○建設中は、別途社会福祉センター（社協）機能の確保が必要。</p>	



■ サービスエリア 有効幅=4m以上
■ 建築可能 2階面積：1,850㎡
 ※1階 ピロティー 1,850㎡
 （駐車場・その他）

2) 候補地の評価

この2か所について、下記の項目から再度評価したものが、以下に示すものです。



〔凡例：◎=優 ○=良 △=可 ×=否〕

候補地	B グ린ティ和束の隣接地	E 町役場の隣接地
土地の利用状況	運動公園等利用者の臨時駐車場	国保診療所・社会福祉センター・公用車駐車場・職員駐車場等
所在地	大字白栖	大字釜塚
面積	約 2,500 m ² (ガラスハウス敷地を利用の場合 +約 2,300 m ²)	約 6,100 m ² (3ブロック合計)
(1) 町の各種計画との整合性		
和束町総合計画	・「茶源郷交流ゾーン」として、観光のエントランスや茶源郷和束の情報発信拠点として機能を高めるとしている	・「暮らしの交流ゾーン」として、公共サービス、保健医療福祉、教育の拠点としての機能を高めるとしている
個別評価	○	◎
和束町地域防災計画	・隣接する「グリーンティ和束」が避難所として指定されている	・当該敷地内にある「社会福祉センター」が避難所として指定されている
個別評価	△	△
和束町景観計画	・現時点では一般地区に指定されている	・現時点では一般地区に指定されている
個別評価	○	○

(2) 利便性		
利用のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地から若干離れている ・バス停からは若干離れている（但し、将来的にはバスルートの変更や新たな新交通システムの導入等により問題点にはならない可能性もある） ・車でのアクセスについては、特に問題はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地内に位置している ・バス停からの距離は近い ・車でのアクセスについては、特に問題はない
個別評価	○	◎
所在のわかりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・内外に対し新たな周知が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に場所が広く認知されている
個別評価	△	◎
他の公共施設等へのアクセスのしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎への徒歩でのアクセスに時間を要する（但し、各種IT機材の導入により、距離の問題は解消される可能性はある） 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、観光案内所、商工会、和束交番等に隣接している
個別評価	△	◎
利用者駐車場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能な駐車場が整備済 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の除却により確保可能
個別評価	◎	○
(3) まちづくり		
周辺環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備による新たな交通量の増加は想定されるが騒音・振動等の環境悪化の懸念は低い ・新たな幹線道路に面することになり、交通量の増大や観光交通との輻輳（日常的な安全性）については考慮する必要がある ・周辺住宅への日照の確保が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の施設が立地している場所ではあるが、施設機能の拡充に伴う新たな交通量の増加が想定され、車の処理・誘導等について考慮する必要がある ・建物の高層化による茶畑景観への影響を考慮する必要がある
個別評価	○	○

地域活性化の可能性	<ul style="list-style-type: none"> お茶の駅構想エリアに立地し、犬打峠トンネル開通後のまちづくりの拠点となり得る可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地との関係性は現在と変わらず、今後新たな仕組みづくりなどにより活性化が図れる可能性がある
個別評価	◎	○
交流	<ul style="list-style-type: none"> 住民との交流に加え、観光客との新たな交流が生まれる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 住民との交流は周辺の関連施設との近接性を含め高まることが期待される
個別評価	◎	○
(4) 安全性		
洪水災害に対する安全性	<ul style="list-style-type: none"> 和束川浸水想定区域に指定されていない 但し、候補地に隣接する大勘定川のデータは無いが、和束川の水位が上昇すると一定の浸水が想定される 	<ul style="list-style-type: none"> 和束川浸水想定区域(水深1m~5m未満)に指定されている 但し、一定のかさ上げや人工地盤等による浸水対策は可能なものである
個別評価	△	△
土砂災害に対する安全性	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域に指定されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されているが、建物が崩壊する危険性は低い
個別評価	○	△
活断層による地震災害に対する安全性	<ul style="list-style-type: none"> 震度6強の想定である 周辺道路に液状化危険度が大きい箇所がある 	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱の想定である 周辺に液状化危険度が大きい箇所は無い
個別評価	△	△
南海トラフ地震災害に対する安全性	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱の想定である 周辺に液状化危険度が大きい箇所は無い 	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱の想定である 周辺に液状化危険度が大きい箇所は無い
個別評価	△	△

(5) 事業の経済性		
道路・上下水道の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・府道からのアクセス道路については、現状道路では狭隘であり、新たな進入路整備が必要 ・上下水道については、近隣公共施設まで整備済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状道路で対応は可能であるが、将来的には大型車の侵入や頻度も多くなることが想定され、一部改良についても検討が必要である ・上下水道については、既に整備済み
個別評価	△	○
建設用地の確保	・町有地である	・町有地である
個別評価	◎	◎
施設の階数・構造等	・ガラスハウス敷地を利用した場合は平屋建ての建築が可能である	・浸水等対策のため人工地盤が必要となる
個別評価	◎	△

3 整備場所の決定について

場所決定にあたって様々な視点から検討をおこないましたが、B（グリーンティ和東の隣接地）・E（町役場の隣接地）それぞれに優れているところもあり、一方問題点も指摘されます。しかしながら、それらの問題点は一定の対策を事前に講じることにより、解消できるものであることもわかりました。

本施設は、「和東町民の心の拠りどころ」となることを目指しており、町民にとって馴染みがあり、利便性が高く、また、ワークショップやパブリックコメントの声などからも住民の希望が多いのはE（町役場の隣接地）という結果となっています。

よって、整備場所については、「E（町役場の隣接地）」を対象にするものとします。

1 施設の整備に当たっての基本的な考え方

今後施設を整備するに当たっての基本的な考え方は以下のものとし、設計段階における主な留意事項としておきます。

【施設のあり方】

- 本施設は住民にとって利便性が高く、安心して総合的な保健・医療・福祉サービスが享受できる環境を提供するとともに、長期にわたって愛されるような施設づくりを目指します。

【施設を整備するに当たっての考慮事項】

- 想定される災害に対しては十分な対応を行い、災害発生時の対応拠点としての機能を有するものとします。
- 茶源郷の拠点にふさわしい、施設づくりやデザインに配慮します。
- 誰もが使いやすいユニバーサルデザインへの対応を行います。
- 利用者にとってわかりやすい動線とし、活動しやすく、効率的・機能的な動線計画とします。
- 各部門間や職員間の相互連携が図りやすい部屋の構成や施設づくりを行います。
- 開放的な環境を提供する一方、プライバシーへの細かい配慮がされた施設とします。
- 人口減少に配慮した将来への用途・機能の変更が可能な施設計画とします。
- 国土交通省の「官庁施設の環境保全性基準」に基づき、施設の長寿命化や環境にやさしい資機材の利用、省エネルギーなど環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した施設整備を行います。

【施設の配置（土地利用）や施設計画での留意事項】

<配置等>

- 隣接した住民へ配慮した計画とします。（日照、プライバシー 等）
- 低層化の検討を行います。（但し、垂直避難についても検討を行う）

<付帯施設等>

- 以下の付帯施設等について確保するものとします。
 - ・ 駐車場（必要台数は今後検討）
 - ・ 駐輪場（バイク・自転車）
 - ・ 広場（子どもたちの遊び場を含む）
 - ・ バックヤード（荷捌き・ごみ置き場・設備機器・簡易倉庫 等）

<その他の留意事項>

- 一般住民と職員の動線区分と、それに対応した駐車場配置とします。
- 障害者用駐車場については雨天時の屋根等の配慮を行います。
- 検診車による検診機能と動線及び雨天時への配慮を行います。
- 診療所機能に隣接した救急車用スペースを確保します。
- 送迎バス等の回転スペースと利用者の利便性に配慮した車寄せを確保します。

2 一般的な整備手法について

公共施設の整備に当たっては、一般的には次のような手法が考えられます。

事業方式	概要
従来方式 (公設公営)	○施設の計画から財源確保、建設、運営まで行政が主体で行う事業方式。 ○設計、施工、維持管理を段階的に発注するため、各段階で行政の意向を反映させやすく、社会状況の変化に対しても柔軟に対応できる。
DBO方式	○行政が国の交付金や公債等により施設建設の資金を市中金利と比較して低金利で調達し、民間事業者に施設の設計・建設と運営・維持管理を一括で担わせる方式。 ○民間事業者のノウハウを活用した設計が行えるため、特殊な建築物や施行方法に工夫を要するような難しい条件がある場合に有効。
PFI方式	○行政が設計、施工、維持管理、運営を一括で発注し、PFI事業者が資金調達～運営を行う長期契約の方式。

	施設の所有			資金調達	事業実施主体		
	建設時	運営時	設計・建設		運営・維持管理	モニタリング	
従来方式 (公設公営方式)	行政	行政	行政	民間 (請負契約)	行政 (短期委託)	行政	
DBO方式	行政	行政	行政	民間 (請負契約)	民間 (長期)	行政	
PFI方式	BTO方式	民間	行政	行政と民間	民間 (事業契約)	民間 (長期)	行政 金融機関
	BOT方式	民間	民間	民間	民間 (事業契約)	民間 (長期)	金融機関
	BOO方式	民間	民間	民間	民間 (事業契約)	民間 (長期)	金融機関

BTO：民間事業者が自ら調達した資金で施設を建設後、所有権を行政に移転し、民間事業者が運営・維持管理を事業期間の終了まで行う方式。

BOT：民間事業者が自ら調達した資金で施設を建設し、事業期間の終了まで運営・維持管理を行った後、施設の所有権を行政に移転する方式。

BOO：民間事業者が自ら調達した資金で施設を建設し、運営・維持管理を行い、事業期間終了後、民間事業者が施設を撤去する方式。

3 本施設の整備、管理・運営の考え方

本施設は極めて公共性が高いものであり、現在の機能を集約・複合するものです。また、施設運営による収益を見込むものでもありません。よって、基本的には「公設公営方式」によるものと考えます。

但し、今後の状況変化や関連機関等の参入意向等の動向によっては「PFI方式」等の導入についても検討する余地を残すものとします。

<参考：公設公営の場合の考え方>

項目	概要
施設の所有	○施設の所有者は、建設・運営期間を通して町となります。
資金調達	○交付金、起債、一般財源等により町が費用を調達します。 ○今後、国・府の動向をみながら、より適切な資金調達の方法を検討します。
設計・建設	○段階的には、「基本設計」「実施設計」「建設施工」の段階を踏みますが、それぞれ個別発注とするか一括発注するかについては、今後の検討課題とします。
運営・維持管理	○施設全体の運営・維持管理は町が行います。 ○「国保診療所」及び「社会福祉協議会」はそれぞれの主体が業務を遂行します。 ○交流ゾーンの「交流カフェ」及び「図書コーナー」については、地元団体や事業所への一部運営委託についても検討します。

IV 整備財源等の検討

公共施設等に関する主な財源としては、以下（下表）のものが挙げられます。

和東町においては、「和東町過疎地域自立促進市町村計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）及び「和東町公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月策定）において、「保健、福祉、医療のより一層の連携強化を図るための中核施設として総合保健福祉センターの整備を推進する」と明文化されています。

また、「和東町地方創生総合戦略」（平成 27 年 7 月策定）では、「多世代交流・多機能型の拠点整備」が位置付けられています。

このようなことを踏まえ、財源として想定されるのは以下のものとなりますが、最も現実性が高いものは「過疎対策事業債」を想定しておくものとします。

総合保健福祉施設整備時の地方債充当例	地方債 充当率・交付税措置	備 考
◇総合保健福祉施設		
過疎債 100%	過疎債 充当率 100%	※国の地方債計画や全国の過疎債発行額により、割落とされる可能性が高い ※土地購入費、実施設計費も起債対象 →ただし、原則、次年度に工事着工する必要あり(以下、全地方債同様)
交付税措置70%	交付税措置 70%	
◇総合保健福祉施設(役場機能を一部移転する場合)		
診療所・社福セ・老福セ 役場機能	過疎債 充当率 100%	※役場機能分は一般単独事業債 ※共用部分は面積按分
過疎債 100%	一般単独 75% 一財 25%	
交付税措置70%	一般単独事業債 充当率 75% 交付税措置 0%	
◇総合保健福祉施設(役場機能を一部移転する場合)		
診療所・社福セ・老福セ 役場機能	公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化) 90%	※平成29年度から令和3年度まで(延長となるかは未定) ※集約化・複合化により、延床面積が減少すること ※個別施設計画の策定が必要
公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化) 90%	一般単独 75% 一財 25%	
交付税措置50%	公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化) 充当率 90% 交付税措置 50%	
※除却		
公共施設等適正管理推進事業債(除却) 90%	公共施設等適正管理推進事業債(除却) 充当率 90% 交付税措置 0%	※平成29年度から令和3年度まで(延長となるかは未定) ※既存建物を撤去しなければ施設の新増築ができない場合は、各地方債の対象

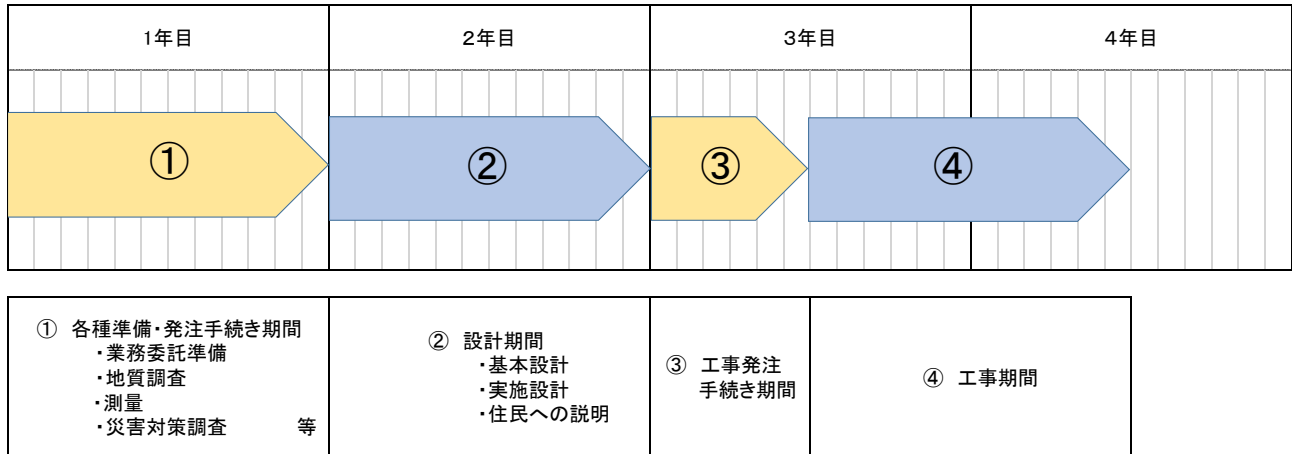
今後、町の財政計画の見通しを踏まえ、極力将来に負担を残さない形で財源確保について、より効果的な手法を検討していくものとします。

V

今後の事業プログラムの考え方

基本計画策定後の流れは、次のようになります。

なお、施設整備に係る財源の確保等に一定の目的が立つなど整備条件が整った段階で事業に着手します。



また、各段階の概ねの期間と主な作業事項は次のものとなります。

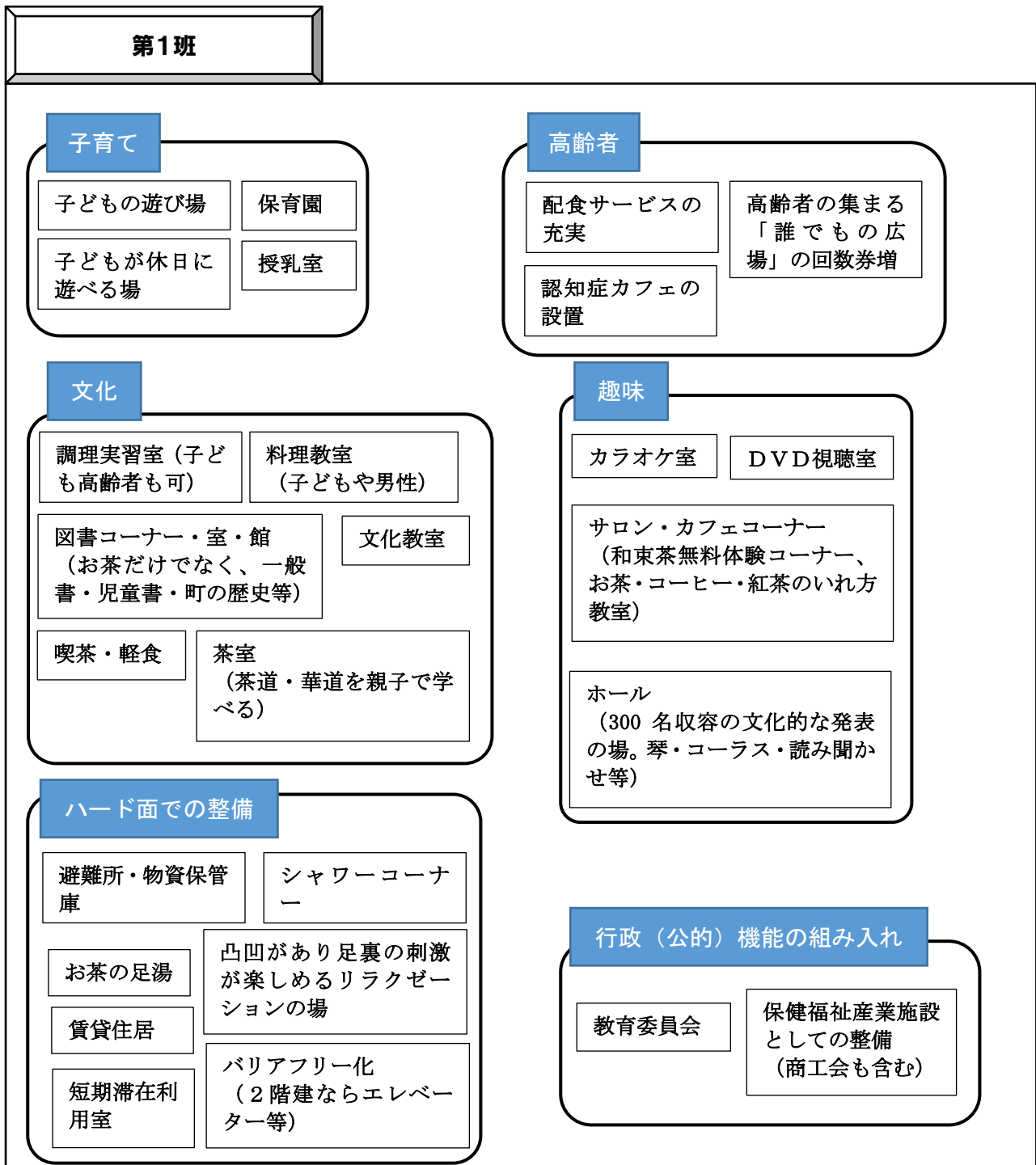
項目	期間	主な内容
① 各種準備・ 発注手続き 期間	12か月	○設計業務プロポーザル等の準備 ○整備候補地に係る地質調査・測量・災害対策調査 ○設計業務委託に係る業者選定
② 設計期間	12か月	○基本設計 ○実施設計 ○設計案の住民への説明・意向把握（ワークショップ等含む） ○各種申請手続き
③ 工事発注 手続き期間	6か月	○工事発注方式の検討 ○建築確認申請等に係る許可に基づいた最終工事費の積算 ○解体物の選定と解体時期の検討（必要があれば）
④ 工事期間	12か月	○本体工事 ○関連付帯工事 ○備品購入準備・移転計画

なお、これは今回の施設規模に対する標準的なプログラムであり、工法や設置場所によっては事前調査に時間を要したり、住民との合意形成に十分な時間を確保する必要が生じることもあり得ます。

1 住民ワークショップの実施結果

令和元年8月21日開催の住民ワークショップでは、参加者数26名で、5班に分かれ議論が行われました。

①ワークショップで出された意見



第2班

子育て

学童保育

こども食堂

赤ちゃんが自由に遊べる
コーナー

高齢者

いきいきシルバー
派遣所

シルバー人材育成

福祉

デイサービスのな
部屋

みんなで関われる
介護機能

体験

調理実習室

趣味等を学
べる場

子どもたちが
仕事を体験で
きる場

憩い

カフェ

茶室

食事、アルコール
も楽しめる場

やすらぎ

いつ行っても誰かと
関われる空間

仲間が集える
場

身体的悩みを相談できる場

娯楽

文化的なホール

映画館的なもの

カラオケボックス

プラネタリウム

観光

道の駅

町の歴史館

交通手段

コミュニティバス

タクシー会社

就業対策

ハローワーク

第3班

ふれあい

乳児用遊び場

免許を返すと山間部なので「井の中の蛙」になるので、楽しめる施設があると希望が持てる

老人と子供一緒に触れ合える場（老人が子どもに遊びを教える）

子どもたちと一緒に楽しめる場

カフェ

カフェ

福祉協議会な場所（カフェ的）

居場所

おしゃべりしながらお茶を飲んで長居できる場

ふっと立ち寄れる場所づくり

健康

フィットネスクラブ（マシン導入）

簡単なスポーツ機器の設置

健康と団らんのできる場所

軽いスポーツができる場所（屋内・外）

イベント・アクティビティ

温泉（足湯）

朝市&野菜とれたて市場

趣味の部屋（英会話・カラオケ・華道・茶道・絵画・習字等）

図書館

交通

役場と保健センターの循環バス（無料）

施設への循環バス

バス停の設置

第4班

児童

児童保育

子どもの文化体験

子どもが自由に遊べるスペース

屋内の遊び場（雨天対策）

オルタナティブ
スクール（不
登校対策）

遊具のある
公園

演劇をつくる

高齢者文化活動・健康増進

認知症が予防でき
る場

体操できるルーム

老人が遊べる所

ヨガができる場

手芸・パッチワー
ク

トレーニングルー
ム

ゲームができる場

屋上にプール

カフェ

おいしいお茶・コ
ーヒーが飲める

医療充実

入院可能な病室

診療所

一緒にあったら便利なもの

予約無しで使える
ミーティングルー
ム

自習室

図書館

調理室

バリアフリー

全面的なバリアフ
リー

どこにでも椅子が
ある

2階にはスロープ
設置

土足で入れる施設

第5班

子ども・高齢者の福祉コーナー

子どものプレイルーム

高齢者が軽スポーツや話したりできる場

遊具がある子どもの集える場

同窓会の会場（宿泊可）

子ども広場
・室内（空調完備）
・充実したおもちゃ

お見合いの席

趣味の教室
（カラオケ・俳句）

診療所

広く・きれいで・明るいスペース

健康増進の取り組み

相談窓口

設備

図書館
（カフェスペース併設）

図書室（移設）

会議室（研修室）

茶室

バーベキュースペース

トイレの便座は暖かいもの

椅子（やわらかくて多くの人が使える）

広い公園・広場

おしゃれな建物

カフェ（ドトール・スタバ）雇用も狙う

集いの場

集いの場（乳児から高齢者まで）

仲間でお茶をすめる場

町外の人でも来られる場

住民みんなのよりどころ

食事

ごはんなど食べてもいい場所（観光客もOK）

食事の提供（子ども・高齢者）

調理実習室（災害対応可）

お昼ご飯が食べられる所（持ち帰る弁当）

料理教室（年齢問わない・男女OK）

物販・販売

和東産農産物販売（100円対応）

アウトドアのショップ

農産物直売所

移動スーパー

自販機（災害対応）

売店

展示会商品

サービス

外国人のヘルプサービス

送迎バス・コミュニティバス

Wi-Fi

②ワークショップで出された意見に対する評価

住民ワークショップでは様々な意見・提案が出されました。

ここでは、次の3つの視点から、それらの意見・提案について評価し、内容の絞り込みを行っています。

- ① 想定している施設で対応が可能なもの（スペースや部屋の運用により対応が可のものも含む）
- ② 想定している施設について新たに部屋の作り等、工夫を要するもの
- ③ 当初想定していた施設には含まれていないもの

分類		諸室・機能等	① 想定している 施設で対応が 可能なもの	② 想定している 施設について 新たに 部屋の 作り等工夫を 要するもの	③ 当初想定して いた施設には 含まれていな いもの
子育て		屋内の遊び場・プレイルーム	○		
		屋外の遊び場・遊具公園		○	
		授乳室	○		
		赤ちゃんの遊び場	○		
		保育園・学童保育			○
		子ども食堂			○
		子供仕事体験の場			○
		オルタナティブスクール			○
高齢者		認知症カフェ		○	
		デイサービスの部屋			○
		高齢者と子供の遊び場	○		
		シルバー人材育成			○
		配食サービス			○
居場所	趣味・娯楽	カラオケ室		○	
		DVD（映画）視聴室		○	
		ゲーム室		○	
		調理実習室・料理教室	○		
		文化・趣味教室	○		
		サロン・だんらんの場	○		
		茶室		○	
	健康	お茶の足湯		○	
		シャワールーム	○		
		軽運動・スポーツができる場	○		
		フィットネスクラブ			○
		屋上プール			○
	文化・教育	図書コーナー・ルーム	○		
		図書室（移設）			○
		プラネタリウム			○
自習室			○		
ミーティングルーム			○		

分類		諸室・機能等	① 想定している 施設で対応が 可能なもの	② 想定している 施設について 新たに部屋の 作り等工夫を 要するもの	③ 当初想定して いた施設には 含まれていな いもの	
観光・交流		ホール	○			
		道の駅			○	
		町の歴史館			○	
飲食・物販		カフェ	○			
		本格カフェ（ドトール等）			○	
		食事ができる場		○		
		バーベキュースペース		○		
		お酒も飲める場			○	
		アウトドアショップ			○	
		自販機	○			
		朝市・農産物直売所		○		
		売店（含：移動スーパー）			○	
その他	相談	悩み相談機能	○			
	交通	循環・コミュニティバス		○		
		タクシー会社			○	
	公共機能	教育委員会			○	
		商工会			○	
		ハローワーク			○	
	医療	入院機能			○	
	居住・宿泊	賃貸住居			○	
		短期滞在利用室			○	
		同窓会の会場			○	
	防災	避難所・物資保管庫	○			
	バリアフリー	バリアフリー対策	○			
	その他		外国人へのヘルプサービス		○	
			WiFi		○	
		たくさんの椅子		○		
		土足で入れる施設		○		

2 パブリックコメントの実施結果

実施概要

1. 意見募集の対象
「和束町総合保健福祉施設整備基本計画（検討委員会案）」
2. 実施期間
令和2年3月10日（火）から令和2年4月10日（金）まで
3. 公開の方法
(1) 和束町ホームページ (2) 和束町役場福祉課 (3) 和束町人権ふれあいセンター
(4) 湯船会館 (5) 和束町国保診療所 (6) 和束町社会福祉センター
4. 意見提出方法
(1) 郵送 (2) FAX (3) 電子メール (4) 持参

意見募集の結果

1. 意見の件数

(1) 提出者数	15人
(2) 意見件数	28件
2. 提出方法

(1) 郵送	2人
(2) 電子メール	2人
(3) 持参	11人
3. 意見及び考え方
次のとおり

意見の内容	意見に対する考え方
1. 基本構想について	
<p>整備の基本方針「4 和束町の魅力や文化を内外に発信するシンボル拠点」の項目に関しての具体的内容があまりよくわかりませんでした。</p>	<p>和束町の大きな特色は「お茶の町」です。また、近年は「教育観光」にも力を入れ、多くの子どもたちの体験教育の場としてまちの活性化に努めています。</p> <p>このような町の姿を内外に発信するため、保健や福祉だけの機能ではなく、本施設の中では図書コーナーを設け、お茶に関する資料を置いたり、ホールでは体験教育で集まった子供たちの受入れを考えています。</p> <p>また、町民の方に日常的に活用していただき、町外からの人とも交流が生まれ、新しい和束文化を創造していく姿そのものが、新しいまちづくりのシンボルになっていくものであり、本施設はその拠点としての役割を担っていくものと考えています。</p>
<p>計画されている総合保健福祉施設については予算の制約もあるとは思いますが、中途半端なものを建てるのではなく、機能的で斬新な将来を見据えた施設であることと、全国に発信できるような機能を備えた施設にしてほしいです。</p>	<p>基本構想に掲げている4つの基本方針の一つを「和束町の魅力や文化を内外に発信するシンボル拠点」としています。当然予算の問題や、将来に負担を残さない投資ということも考えていかなければなりません。ご指摘の通り、町のシンボル拠点として和束らしい施設づくりを目指すものです。</p>

2. 施設内容について	
<p>保育園も老朽化が進み、近い将来建て替え等考えなければならないのなら、学童、保育園、老人施設も一緒であったなら、家族や保護者があちこち車を走らせなくても送迎できるし、福祉施設及び人が居るといふ所からも安心できると思う。</p> <p>災害があっても機能する施設であって欲しい。(近年の自然災害が、想定外である事が多く、機能しない所がニュースになっていたりするので、そのような事のないように充分対策をとって欲しい)</p>	<p>確かに様々な施設が複合化や隣接していると、効率性の面からみて優れているのはご指摘のとおりです。</p> <p>しかしながら、そのような拠点整備を図るには、土地や資金面のみならず、各施設の再整備に関する時期の調整が必要となってきます。</p> <p>今回の総合保健福祉施設は、和束町総合計画に基づき整備を進めるものであり、他の和束町の保有する公共施設のあり方については、和束町公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって更新や長寿命化等を計画的に実施することとしています。</p> <p>また、整備の基本方針の一つを「市民のだれにとっても安心拠点」としていることから、災害時の対策拠点にもなり得る施設として整備を進めることとしています。</p>
<p>住民が自由に使えるインターネットを閲覧できるパソコンを交流スペースに置いてほしい。</p>	<p>その他の交流部門では、「情報発信機能」を想定していますので、パソコン設置の是非を含め、詳細は設計段階で検討します。</p>
<p>小さな子ども利用する施設なので幼児用のトイレを整備してほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、乳幼児も利用する施設となりますので、設計の段階では組み込んでいくことを想定しています。</p>
<p>高齢者の憩いの場所でもあるので、マッサージ機器や簡単な運動器具等を備えてほしい。</p>	<p>多目的ホールは、軽スポーツやリハビリにも活用できる場を想定しており、必要な設備の導入は図るものとしていますが、詳細は設計段階で検討します。</p>
<p>災害発生時の対策拠点及び避難所としての機能を有する施設であるならば、非常用自家発電装置やマンホールトイレ等の設備や被災者・避難者の通信手段の確保に有効であるWi-Fiの整備も必要と思う。</p>	<p>ご指摘の通りと考えています。今後設計の段階においては、災害対策についての設備・機器等についても十分配慮した検討を行います。</p>
<p>(P 7) パターン A・B・C と示されているが、今回のような新型コロナウイルスの感染等も予測した中では、診療所の入り口は単独入り口にするべきだと思う。</p>	<p>設計段階においては、施設全体のゾーニングや施設内の動線についても、その点への配慮を十分に行います。</p>

<p>様々な意見に対して、期待もあり多くの人々の願いが出されたが、何もかも詰め込むのはかえって機能が分散する。福祉施設なので本来の機能がより充実できるように考えるべきである。</p> <p>①調理室については衛生的でより使いやすいものを設置してほしい。現在のように蛇口が逆回りでは困る。水も漏れて水浸しになる。家庭より不便では困る。器具もバラバラにしまわれないうち使用規定や管理もしっかり行っていただきたい。</p> <p>②図書室はもっと充実したものを現在のところを拡張していただけないだろうか。小中学校の近くにあるのが一番である。バス待ちの子の利用も多い体験交流センターのホールの利用か、福祉センターのホールが出来れば減少すると思われる。</p> <p>③P38（ワークショップからの意見）にお酒が飲める場とか、アウトドアショップ、道の駅、直売所などの希望もあるが、本来の目的とかけ離れている。商工会の建物もできたばかりである。保健福祉施設としての機能充実を考えたい。予算にも限度がある。</p>	<p>本施設は「保健・医療・福祉のワンストップステーション」を第一義的に狙いとする施設であり、ご指摘の通りです。それを含めて、“和束町民の心の拠りどころ”を目指すものであり、「ふれあい・安全安心・シンボル」というものを併せ持った施設として考えています。</p> <p>①については、設計の段階で十分に配慮したいと考えています。</p> <p>②については、別途、和束町の図書室のあり方についてのご意見として賜っておきます。</p> <p>③については、ご指摘の機能は本計画の中でも組入れない考えとしています。</p>
<p>地球規模の環境問題に対する関心が高まる中、省エネルギー化だけでなく、環境にやさしい資材の活用など環境負荷の低減に向けた施設の整備が必要ではないでしょうか。</p>	<p>省エネルギーだけでなく、施設の長寿命化や茶源郷の拠点にふさわしい施設づくりやデザインにも配慮していきたいと考えています。</p>
<p>ワークショップの中の意見として「図書室移設」というのがあるが、図書室は今の場所が良い。なるべく学校の近くの方が生徒も利用しやすい。</p>	<p>図書室移設というのは、ワークショップの中で、意見の一つとしてはありましたが、本計画で取り組むことは考えていません。</p>
<p>本計画の中の図書コーナーについては、一般書、児童書、町の歴史、趣味等シンプルで楽しいものが良い。希望として予算があれば新聞は二紙くらい置いてほしい。低書架だと取り出しに腰をかがめる必要があるので、高さを考慮していただければありがたい。移動図書やネット予約ができれば良い。</p>	<p>施設の図書コーナーは町の子どもから高齢者までが、本を読んだり雑誌を観たり気軽に過ごせる場であるとともに、和束町の特徴である「茶」に関する図書も設置していきたいと考えています。今後、設計を考える段階では蔵書の内容や施設のつくり方を含めてさらに検討していきます。</p>
<p>子どもから高齢者まで安心して利用できるユニバーサルデザインを実現してほしいです。</p>	<p>本計画では、施設の内外を通して基本的にはユニバーサルデザインで整備していく考えとしています。</p>

<p>ワークショップで提起された以下の意見・コメントに賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「居場所」(文化・教養) <ul style="list-style-type: none"> *ミーティングルームの整備 ○「観光・交流」 <ul style="list-style-type: none"> *町の歴史館 *観光案内所の機能との融合やコラボ (来客に至便なように) ○「飲食・物販」 <ul style="list-style-type: none"> *食事ができる空間・広場(雨を避ける) *バーベキュースペース ○「その他」 <ul style="list-style-type: none"> *Wi-Fiの完備 *外国人サポートデスク 	<p>頂いたご意見は、今後の施設づくりの中で検討する対象になっているものでもあります。</p> <p>但し、「町の歴史館」については現段階で本施設の中に取り組むことは想定していません。</p> <p>今後、具体的な設計を行う段階で、取捨選択し、町民の皆様や来訪者の方にとって、より利用しやすい施設づくりを検討することとしています。</p>
<p>3. 整備場所について</p>	
<p>新しい施設の整備場所として2か所が検討されていますが、運転免許証を持っていない高齢者としては、役場と離れた場所に整備されると移動に時間がかかり不便なので、浸水対策を講じて、役場の近くに建てていただきたいと思います。</p>	<p>利便性については、これまでも様々な議論がなされてきましたし、ご指摘のように役場周辺がなにかと便利であるという意見は多くありました。</p> <p>一方、これからの時代は、様々な通信手段や交通ネットワークも改良されてくるので、距離の問題はさほど大きな課題にはならないという意見もありました。</p> <p>整備検討委員会では、利便性を優先するなら役場の隣接地、安全性を優先するならグリーンティ和東の隣接地というふうに評価しています。</p> <p>今後、まちづくりの総合的な判断に立って、いずれかの場所で整備に着手する予定としています。</p>
<p>住み慣れた和東で老後いつまでも元気で安心して住みやすい施設ができますことを楽しみにしております。やはり場所として役場周辺で事がすませる事を願っています。</p>	<p>同上</p>

<p>候補地A・C・Dは論外であり、B&Eとなる。特にEは役場と隣接しており、住民にとっても馴染みがあることや公共交通を利用して行くことができる中心ゾーンにあり利便性は高い。今後、福祉課や包括支援センターが新設センターに移行することや人口減少とともに職員の減少も考えられ、コンパクトな庁舎内とするために、現在の農村振興課を庁舎内に戻し、整備期間中に必要な社会福祉センターの機能とする。最終、駐車場にする。</p>	<p>同上</p>
<p>総合保健福祉施設完成までには数年を要します。その頃には現在の高齢化率 46%をもっと上回っていると思われます。免許返納されている人も多くなるのでは？整備候補地は和束河原バス停から徒歩で行けて役場に隣接する地が良いと思われます。利用者にとって馴染みがあり、各種関係機関との連携がとりやすいし合理的であると思います。</p>	<p>同上</p>
<p>E-3を整備候補地として推薦したい。 理由は ①敷地として最も広い ②役場の近くで関係機関と連携がとりやすい ③建設工事中も継続して施設が利用可能である ただ、費用が人工地盤にいること、職員の駐車場確保の問題がある。しかし、今後の町のシンボル拠点となるところであり、今思い切ったことをしなければ悔いが残ることになる。決断を望みたい。</p>	<p>同上</p>
<p>4. 整備、管理・運営方式の検討について</p>	
<p>公設公営方式で良いと思う。</p>	<p>基本的には「公設公営方式」と考えています。但し、現段階で決定というのではなく、今後の状況変化や関連機関等の参入意向等の動向によっては「PFI方式」についても検討する余地は残しておくものとしています。</p>

5. 整備財源について	
<p>国土強靱化には、防災・減災やインフラ老朽化への対策であり、多大な国費が費やされています。この機会に是非活用できることを願うとともに、他の財源確保にも取り組んでいただくことを希望します。</p>	<p>現段階においては、「過疎対策事業債」を活用していくことが、最も現実性が高いと判断しております。但し、ご指摘のように、国土強靱化の事業を含め、極力将来に負担を残さないための財源確保を今後とも検討していく考えています。</p>
6. 今後の事業プログラムについて	
<p>基本計画策定後の流れにある表の1年目は、いつの年度を想定しているのかを記載すべきではないか。そうでないと施設がいつ完成する予定なのかかわからない。</p>	<p>極力早い時期に着手したいと考えています。全ての条件が早期に整えば令和6年頃には完成することを目指していますが、場所が確定した上でも地質調査などの事前準備の他、予算確保に向けた国等との協議もあります。</p> <p>それらの事について現段階でいつの時点で完了するという時期を明確化できないことから、事業に着手してから4年内には完成予定という表現になっています。</p>
<p>社会福祉センターや国保診療所の老朽化は利用してよくわかります。費用も相当かかると思いますが、早期の建設を望みます。</p>	<p>同上</p>

3 和東町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例

(設置の目的)

第1条 和東町総合保健福祉施設（以下「総合保健福祉施設」という。）の整備を円滑に進めるため、和東町総合保健福祉施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、総合保健福祉施設整備に関する事項について調査及び審議し、町長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する委員12人以上をもって組織する。

- (1) 町議会代表
- (2) 学識経験者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から総合保健福祉施設整備についての調査及び審議が終了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

4 和東町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和東町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例(平成30年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 条例第3条第1号に定める者

和東町議会議員 2名

(2) 条例第3条第2号に定める者

まちづくり政策等で豊富な経験と高い見識を持つ者 1名

(3) 条例第3条第3号に定める者

京都府山城南保健所の代表者 1名

相楽医師会和東町班の代表者 1名

和東町国民健康保険診療所の代表者 1名

和東町社会福祉協議会の代表者 1名

和東町民生児童委員協議会の代表者 1名

和東町老人クラブ連合会の代表者 1名

和東町身体障害者協議会の代表者 1名

(4) 条例第3条第4号に定める者

公募により選出する者又は町長が必要に応じて選任する者 2名以内

(委員資格の喪失)

第3条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 辞任

(2) 死亡、失踪の宣告

(3) 前条に定める者に該当しなくなったとき

(会議の招集)

第4条 会議の招集について、委員長が不在のときは、条例第6条第1項に規定にかかわらず町長が招集するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

5 和東町総合保健福祉施設整備検討委員会委員名簿

(令和2年4月1日現在)

	氏名	選出区分 (和東町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例施行規則)			備考
		条項	所属	役職	
1	畑 武志	第2条第1号	和東町議会議員	議会運営委員長	
2	岡田 泰正	第2条第1号	和東町議会議員	総務厚生常任委員長	
3	谷口 知弘	第2条第2号	学識経験者	福知山公立大学 教授	委員長
4	三沢 あき子	第2条第3号	京都府山城南保健所の代表者	所長	
5	柳澤 衛	第2条第3号	相楽医師会和東町班の代表者	班長	
6	桐山 藤重郎	第2条第3号	和東町国民健康保険診療所の代表者	所長	
7	姫野 忠之	第2条第3号	和東町社会福祉協議会の代表者	会長	
8	木崎 富喜子	第2条第3号	和東町民生児童委員協議会の代表者	副会長	
9	岩崎 宗雄	第2条第3号	和東町老人クラブ連合会の代表者	前副会長	副委員長
10	岡田 勇	第2条第3号	和東町身体障害者協議会の代表者	会長	
11	稲塚 功	第2条第4号	社会福祉法人和楽会の代表者	施設長	
12	喜多 藍	第2条第4号	和東保育園保護者会の代表者	前クラス委員	

6 策定経緯（基本構想を含む）

開催（実施）時期	事 項	概 要
平成30年11月26日	総合保健福祉施設整備 検討ワーキングチーム 第1回会議	○委嘱（任命）書交付 ○和束町総合保健福祉施設整備基本 構想について ○関連施設の整備・利用状況及び課 題について
平成30年12月5日	茶源郷づくり推進プロ ジェクトチーム会議	○和束町総合保健福祉施設整備基本 構想について
平成30年12月17日	第1回総合保健福祉施 設整備検討委員会	○委嘱（任命）書交付 ○委員長・副委員長の選任について ○和束町総合保健福祉施設整備基本 構想について
平成31年1月23日	総合保健福祉施設整備 検討ワーキングチーム 第2回会議	○第1回総合保健福祉施設整備検討 委員会協議結果概要について ○和束町総合保健福祉施設整備基本 構想骨子（案）について ○施設・機関別の現状と課題につい て
平成31年2月1日	茶源郷づくり推進プロ ジェクトチーム会議	○第1回総合保健福祉施設整備検討 委員会協議結果報告について ○ワーキングチーム第2回会議結果 報告について ○和束町総合保健福祉施設整備基本 構想骨子（案）について
平成31年2月12日	第2回総合保健福祉施 設整備検討委員会	○第1回総合保健福祉施設整備検討 委員会の主な意見について ○和束町総合保健福祉施設整備基本 構想骨子（案）について
平成31年2月18日	総合保健福祉施設整備 検討ワーキングチーム 第3回会議	○第2回総合保健福祉施設整備検討 委員会協議結果概要について ○和束町総合保健福祉施設整備基本 構想（案）について
平成31年2月26日 ～3月11日	基本構想（案）に対する パブリックコメント	○町ホームページ・町公共施設5か 所にて閲覧 ○意見提出 0件

平成31年 3月 1日	茶源郷づくり推進プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回総合保健福祉施設整備検討委員会の結果報告について ○ワーキングチーム第3回会議結果報告について ○パブリックコメントの実施について ○和東町総合保健福祉施設整備基本構想(案)について
平成31年 3月 14日	第3回総合保健福祉施設整備検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回総合保健福祉施設整備検討委員会の主な意見について ○パブリックコメントの実施結果について ○総合保健福祉施設整備検討委員会公募委員の募集について ○和東町総合保健福祉施設整備基本構想(案)について ○施設整備基本計画策定概略スケジュール(案)について
平成31年 3月 26日	和東町総合保健福祉施設整備基本構想 策定	
令和元年 5月 29日	総合保健福祉施設整備検討ワーキングチーム 第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> ○和東町総合保健福祉施設整備基本計画について <ul style="list-style-type: none"> *基本構想の確認 *整備内容の検討 ○第5回会議に向けての検討事項について <ul style="list-style-type: none"> *各部門の施設整備イメージ例
令和元年 6月 6日	茶源郷づくり推進プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ○和東町総合保健福祉施設整備基本計画について <ul style="list-style-type: none"> *基本構想の確認 *整備内容の検討 ○ワーキングチーム第4回会議結果報告について ○ワーキングチーム第5回会議に向けての検討事項について
令和元年 6月 17日	第4回総合保健福祉施設整備検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱書交付 ○和東町総合保健福祉施設整備基本計画について <ul style="list-style-type: none"> *基本構想の確認

		<ul style="list-style-type: none"> * 整備内容の検討 ○ 住民ワークショップの開催について
令和元年 8月21日	住民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加者 26名 ○ 討議テーマ <ul style="list-style-type: none"> * 第1部 「この施設をどこに整備したらいいと思うか」 * 第2部 「この施設がこんなところであったらステキだね！」
令和元年 9月13日	総合保健福祉施設整備検討ワーキングチーム第5回会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回ワーキングチーム会議結果概要について ○ 和東町総合保健福祉施設整備基本計画について <ul style="list-style-type: none"> * 規模及び諸室構成の検討 * 整備候補地の検討 * 施設内容について * 施設規模や諸室構成の確定に向けて
令和元年 10月11日	総合保健福祉施設整備検討ワーキングチーム第6回会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5回ワーキングチーム会議結果概要について ○ 和東町総合保健福祉施設整備基本計画について <ul style="list-style-type: none"> * 整備候補地の概況とプラン例等について * 人工地盤を整備した場合の活用方法 * 整備候補地の評価に関するアンケート調査結果について * 施設規模・諸室構成について
令和元年 10月21日	茶源郷づくり推進プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6回ワーキングチーム会議結果概要について ○ 和東町総合保健福祉施設整備基本計画について <ul style="list-style-type: none"> * 整備候補地の検討 * 整備内容の検討
令和元年 10月29日	第5回総合保健福祉施設整備検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回総合保健福祉施設整備検討委員会の主な意見について ○ 住民ワークショップの実施結果について

		<p>○和東町総合保健福祉施設整備基本計画について</p> <p>＊規模・諸室構成、整備候補地、施設の内容について</p>
令和元年 12月26日	総合保健福祉施設整備検討ワーキングチーム第7回会議	<p>○第6回ワーキングチーム会議結果概要について</p> <p>○第5回整備検討委員会会議結果概要について</p> <p>○和東町総合保健福祉施設整備基本計画について</p> <p>＊整備候補地の評価とプラン例</p> <p>＊施設計画モデル</p>
令和2年 1月8日	茶源郷づくり推進プロジェクトチーム会議	<p>○第5回整備検討委員会会議結果概要について</p> <p>○第7回ワーキングチーム会議結果概要について</p> <p>○和東町総合保健福祉施設整備基本計画について</p> <p>＊整備候補地の評価とプラン例</p> <p>＊施設計画モデル</p>
令和2年 1月21日	第6回総合保健福祉施設整備検討委員会	<p>○第5回総合保健福祉施設整備検討委員会の主な意見について</p> <p>○和東町総合保健福祉施設整備基本計画について</p> <p>＊整備候補地の評価とプラン例</p> <p>＊施設計画モデル</p>
令和2年 2月12日	総合保健福祉施設整備検討ワーキングチーム第8回会議	<p>○第6回総合保健福祉施設整備検討委員会会議結果概要について</p> <p>○和東町総合保健福祉施設整備基本計画（案）について</p> <p>＊整備、管理・運営方式の検討</p> <p>＊整備財源の検討</p> <p>＊今後の事業プログラムの考え方</p>
令和2年 2月21日	第7回総合保健福祉施設整備検討委員会	<p>○第6回総合保健福祉施設整備検討委員会の主な意見について</p> <p>○和東町総合保健福祉施設整備基本計画（案）について</p> <p>＊基本構想の確認</p> <p>＊施設内容の検討</p> <p>＊整備場所の検討</p>

		<ul style="list-style-type: none"> *整備、管理・運営方式の検討 *整備財源の検討 *今後の事業プログラムの考え方 ○パブリックコメントの実施について
令和2年 3月 2日	茶源郷づくり推進プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回ワーキングチーム会議結果概要について ○第7回整備検討委員会会議結果概要について ○和束町総合保健福祉施設整備基本計画（検討委員会案）について ○パブリックコメントの実施について
令和2年 3月10日 ～4月10日	基本計画（検討委員会案）に対するパブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ○町ホームページ・町公共施設5か所にて閲覧 ○関係団体へ文書照会 ○意見提出 28件
令和2年 6月1日 ～6月15日	第8回総合保健福祉施設整備検討委員会（書面会議）	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回整備検討委員会会議結果概要について ○パブリックコメントの実施結果〔意見及び考え方（案）〕について ○和束町総合保健福祉施設整備基本計画（検討委員会案）について ○和束町総合保健福祉施設整備基本計画に関する提言書（案）について
令和2年 6月30日	和束町総合保健福祉施設整備基本計画に関する提言書	<ul style="list-style-type: none"> ○和束町長へ整備検討委員会から基本計画に関する提言書の提出
令和3年 1月18日	和束町総合保健福祉施設整備基本計画 策定	

和東町総合保健福祉施設整備基本計画

発行：和 東 町

編集：和東町福祉課

〒619-1295

京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水 14 番地の 2

TEL 0774-78-3006 FAX 0774-78-2799

発行年月：令和 3 年（2021 年）1 月